猪名川町
教育振興基本計画

～未来(あす)を描(えが)き　未来(あす)を拓(ひら)く猪名川の教育～

平成30年12月

猪名川町

目　次

第１章　計画の策定に当たって 1
１　計画策定の趣旨 1
２　計画の位置付け 1
３　計画の期間 1

第２章　教育をめぐる現状と課題 2
１　教育をめぐる情勢 2
２　猪名川町の教育の現状 5
３　現行計画に基づく主な取組と課題 13

第３章　猪名川町の教育が目指す姿 16
１　基本理念 16
２　目指す人間像と培いたい力 16
３　教育の基本目標 17
４　施策体系 18

第４章　分野別の取組 19
基本目標Ⅰ　縦の接続・横の連携による質の高い学校教育の推進 19
基本目標Ⅱ　子どもの学びと成長を支え、大人も共に育つ教育の推進 44
基本目標Ⅲ　生涯にわたる学びの支援と健康長寿を支えるスポーツの推進 51

第５章　計画の推進 57
１　計画の推進体制 57
２　進捗状況の点検・評価 57
３　評価指標 57

資料編 61
１　猪名川町教育振興基本計画策定委員会設置要綱 61
２　猪名川町教育振興基本計画策定委員会委員名簿 63
３　猪名川町教育振興基本計画の策定経過 64
４　用語集 65

表紙写真
（左上）幼稚園のいも掘り
（右上）修学旅行の報告会
（左下）体育大会入場行進
（右下）生涯学習カレッジ「リバグレス猪名川」

第１章　計画の策定に当たって

1　計画策定の趣旨

本町では教育基本法に基づき、教育の振興方針と施策の体系を示し、町全体での教育振興を図るため、平成 24 年度から平成 28 年度を計画期間とする、「猪名川町教育基本計画」を策定し、「子どもも育つ、大人も育つ、教育の心のある町」を基本理念として、取組を進めてきました。その後、平成 30 年度からを計画期間とする国の第３期教育振興基本計画及び、平成 32 年度（2020 年４月）からを計画期間とする第六次猪名川町総合計画との連動性を持たせていく必要があることから、計画を一部修正するとともに２か年間延長し、平成 30 年度までを計画期間としています。

このたび、計画の最終年を迎え、進捗状況の評価やこれまでの成果と課題、国・県の教育施策や本町の教育を取り巻く情勢に基づいてその内容を見直し、新たに「猪名川町教育振興基本計画」（以下、「本計画」という。）として策定しました。

2　計画の位置付け

本計画は、長期的な展望に立って本町の教育が目指す方向や推進する施策を示したものであり、教育基本法第 17 条第２項の規定に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定しています。策定に当たっては、国の「第３期教育振興基本計画（平成 30 年度～平成 34 年度（2023 年３月）」や、兵庫県の第２期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）（平成 26 年度～平成 30 年度）」、その他国・県の関連計画を参酌するとともに、本町の町政運営の基本的な指針である「第五次猪名川町総合計画後期基本計画」をはじめ、「猪名川町子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」などの関連する計画との整合を図っています。

また、平成 27 年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、各自治体において首長と教育委員会による総合教育会議での検討を踏まえた、「教育に関する大綱」（以下「教育大綱」という。）の策定が求められていますが、本町においては、本計画と教育大綱を一体的に推進することで、教育施策のさらなる充実を図っています。

3　計画の期間

平成 31 年度から平成 35 年度（2019 年４月～2024 年３月）までの５年間を、本計画の計画期間とします。

第２章　教育をめぐる現状と課題

１　教育をめぐる情勢

（１）社会情勢の変化

①少子高齢化と人口減少

我が国の人口は、平成 20 年をピークとして減少に転じており、人口減少社会が到来しています。人口減少社会の中で、社会の活力を維持・発展させていくには、個人の持てる力を最大限に伸ばし、発揮していくことが求められています。また、少子高齢化や都市化の進行に伴って、核家族世帯の増加や子どものいる世帯の割合の低下が進んでおり、教育分野における影響として、学校規模の縮小や家庭における子育て負担の増加、地域の教育力の低下などの問題が指摘されています。本町においても、将来の少子化に対応した適切な教育環境の整備や、家庭における教育・子育ての支援、地域と連携した教育づくりが課題となっています。

②高度情報化とグローバル化の進展

情報通信技術の飛躍的な進化などを背景として、経済や文化など社会のあらゆる分野でのつながりが国境や地域を越えて活性化するグローバル化が急速に進展しており、経済をはじめ様々な分野で国際社会との相互連携、相互依存の関係が深まっています。今後、国際社会において相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意志を表現できる基礎的な力を育成する観点から、コミュニケーション能力をはじめ、グローバル社会での活躍を視野に入れた知識・能力を身に付けていくことが求められており、中でも外国語の習得や情報活用能力の育成が重要な課題となっています。また、得た情報、学んだ知識や技能を関連づけて、新たな意味を見出したり、問題発見・解決に向けて応用していく力を高め、社会における様々な場面で活用できるようにすることが重要です。他方、スマートフォンなどの普及に伴い、情報通信技術の活用は子どもの生活にも深く浸透しており、情報モラルの確立や氾濫する情報の適切な活用に向けた取組も求められています。

③複雑で予測困難な社会の変化

21 世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域における活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会、いわゆる知識基盤社会であると言われています。社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、そうした変化はどのような職業や人生を選択するかに関わらず、すべての子どもたちの生き方に影響するものとなっています。様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力の育成が社会的な要請となっています。

④環境問題の深刻化

地球環境問題（地球温暖化問題、食料・エネルギー問題など）が深刻化する状況の中、子どもたちに、環境についての理解を深めさせ、自然に対する畏敬の念や命を大切にする心を育成することが課題となっています。国際的な協調の下、物質的な豊かさや経済発展のみを追求するのではなく、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいく、主体的な行動力の育成が求められています。

⑤経済・雇用状況の変化

終身雇用、年功序列を核とする日本型の雇用制度の揺らぎが指摘され、雇用の多様化などが進行する中にあって、子どもたちが自身の生き方を主体的に選択し、その実現に向けて努力していく意欲・態度などを身に付けるためのキャリア教育が課題となっています。また、社会的・経済的格差の進行が指摘されており、日本の子どもの７人に１人が貧困であるといわれる中、国などにおける子どもの貧困対策の強化が図られています。今後、経済的な格差が進学の機会や学力の格差につながり、格差が世代を通じて固定化されることのないよう、すべての子どもの学びを支援し、一人一人の力を伸ばす教育をさらに充実させることが求められています。

（２）子どもを取り巻く環境の変化

①地域の状況の変化

少子化や社会環境の変化の中で、子どもたちが学校外で群れて遊ぶ機会や幅広い年齢の人々と触れ合う機会が減少しています。このため、世代の異なる人間関係を育んだり、社会の中で習慣や規範を身に付けることなど、従来なら自然に備わっていた社会性などを身に付けることが難しくなっていることが指摘されています。人々の価値観は、集団や地域より個人や家族を重視する傾向が強まっており、子ども会などの地域団体の組織率の低下も続いており、地域の教育力の弱体化が問題になっています。

②家庭の状況の変化

地域社会の変化や、家庭の中で高齢者と共に生活することが減少するなど世帯構造の変化に伴い、子育ての知識・経験や世代を超えた知恵の継承に支障が生じており、子どもたちの基本的生活習慣や学習習慣、社会性などの育ちが課題となっています。また、子育てにおける保護者の孤立や家庭的背景による教育格差の問題もあり、家庭の役割を明確化するとともに、家庭の教育力の支援が課題となっています。

③教育上の課題の多様化・複雑化

いじめ、不登校等への対応は、ますます重要な課題となっています。学校・教職員だけにその対応や解決をゆだねるのではなく、多様な専門家や関係機関との連携の下、子どもの権利の保障と平等な教育機会の確保という観点から、適切に対応できる体制整備が求められています。

障がいのある子どもが地域で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築の推進や、今後予想

される日本語指導が必要な子どもの増加に対応した教育環境の整備、被虐待児への対応など、教育機関が対応を求められる課題は多様化・複雑化しており、学校や教職員を適切に支援できる体制づくりが急がれます。

（３）教育政策の動向

①学習指導要領の改訂

学習指導要領、幼稚園教育要領が約 10 年ぶりに全面改訂されました。小・中学校では平成 30 年度から移行期間となり、小学校は平成 32 年度（2020 年４月）、中学校は平成 33 年度（2021 年４月）より、全面実施となります。今回の改訂では、子どもが、主体的に学ぶことの意味を感じながら、単に知識を記憶する学びにとどまらず、身に付けた力が様々な課題への対応に生かせることを実感できるような「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の導入と、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、学校が教育内容や時間の配分、教育資源の確保を通じて教育効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立が重要なテーマとなっています。また教育内容においては、小学校における英語教育の教科化や、道徳の教科化が図られており、こうした新しい課題に対応した取組が求められています。

②教員の勤務時間の適正化に対する取組

教育をめぐる社会情勢の変化に対応し、教育の充実を図る上で、教職員の資質の向上が不可欠の課題となる一方、教職員の多忙化が深刻な課題として注目されています。国においても、学校現場における業務改善のためのガイドラインの作成などの取組が進められていますが、多くの教員が、長時間労働に従事している実態が、継続していることが報告されています。中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」では、教員が担うべき業務の明確化が進められており、部活動の地域移管などの取組も検討されています。

本町においても、教職員の勤務時間の適正化は重要な課題となっており、本町の教育のさらなる充実に向け、中心的な担い手となる教員が、本来の力を発揮できる環境づくりが求められています。

③国・県の動向

国においては、「第３期教育振興基本計画」（平成 30 年度～平成 34 年度（2018 年４月～2023 年３月）が閣議決定されました。ここでは、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」などの５つの今後の教育政策に関する基本的な方針を設定し、教育政策の目標とその進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、必要となる施策群を示しています。

また、兵庫県においては、第２期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」（平成 26 年度～平成 30 年度）を策定し、基本理念「兵庫が育む　こころ豊かで自立した人づくり」の実現を目指した取り組みが進められています。

2 猪名川町の教育の現状

（１）就学前教育・保育

①公立幼稚園在園児数

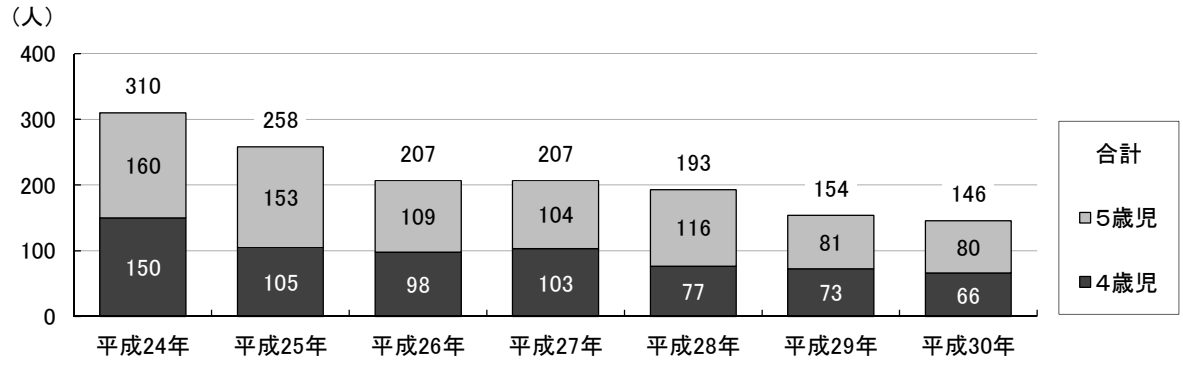

資料：猪名川町教育要覧（各年５月１日）

②年齢別就園児数・就園率

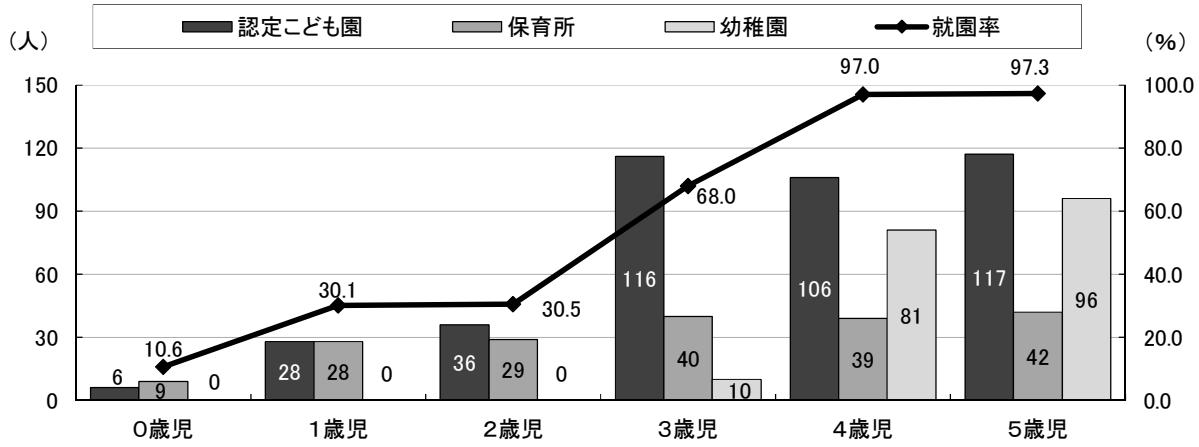

資料：こども課（平成 30 年５月 31 日）

猪名川町マスコットキャラクター
“いなぼう”

（２）義務教育

①小学校児童数（学年別）

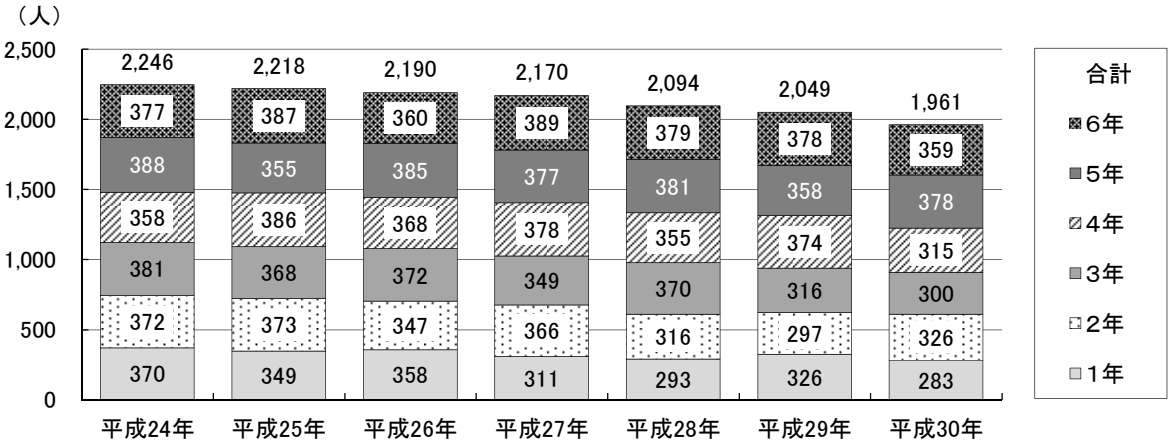

資料：猪名川町教育要覧（各年５月１日）

②中学校生徒数（学年別）

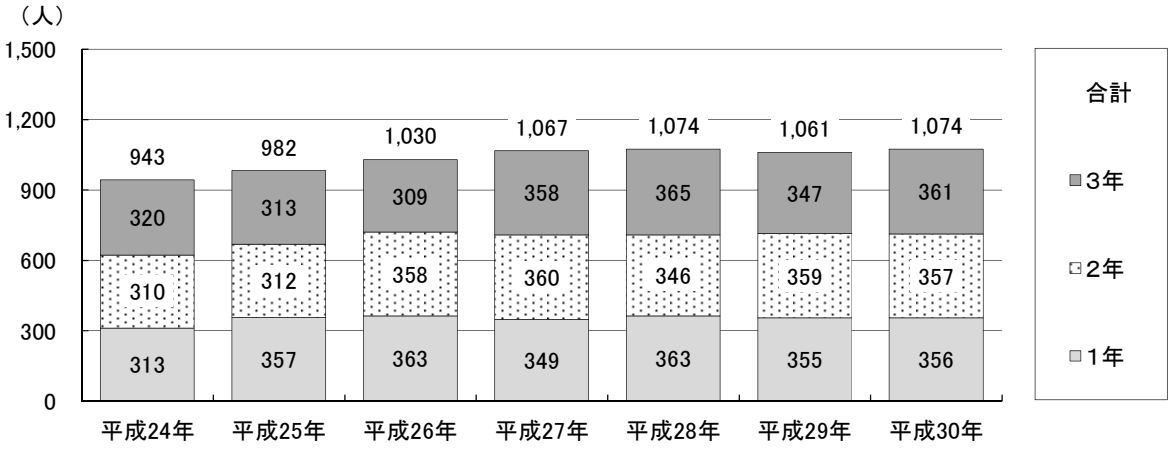

資料：猪名川町教育要覧（各年５月１日）

（３）全国学力・学習状況調査の結果

①小学６年生（平均正答率）

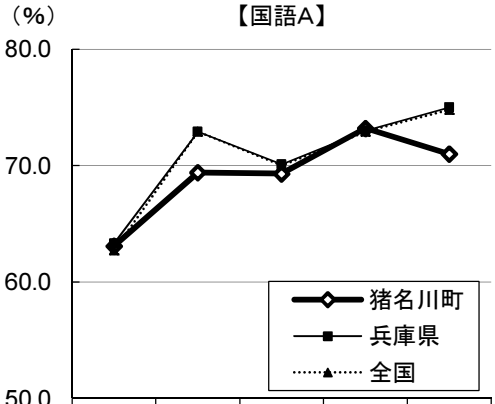

	H25	H26	H27	H28	H29
猪名川町	63.1	69.4	69.3	73.2	71
兵庫県	63.3	72.9	70.1	73.0	75
全国	62.7	72.9	70.0	72.9	74.8

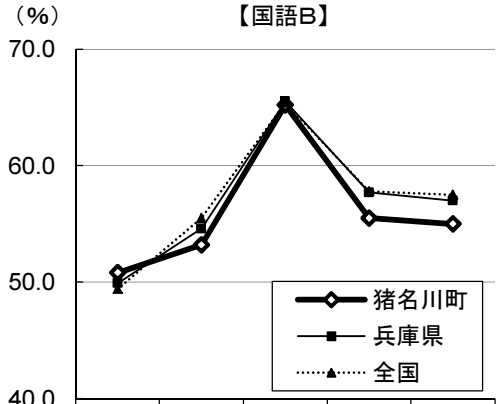

	H25	H26	H27	H28	H29
猪名川町	50.8	53.2	65.2	55.5	55
兵庫県	49.9	54.6	65.5	57.7	57
全国	49.4	55.5	65.4	57.8	57.5

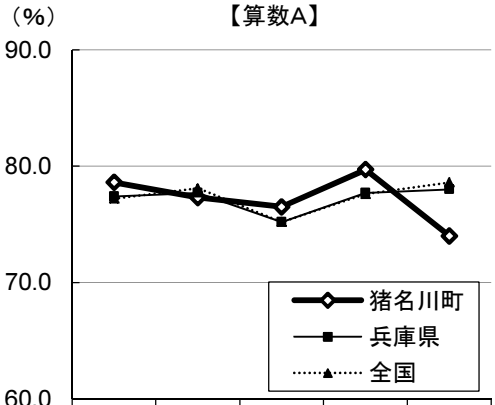

	H25	H26	H27	H28	H29
猪名川町	78.6	77.3	76.5	79.7	74
兵庫県	77.4	77.7	75.2	77.7	78
全国	77.2	78.1	75.2	77.6	78.6

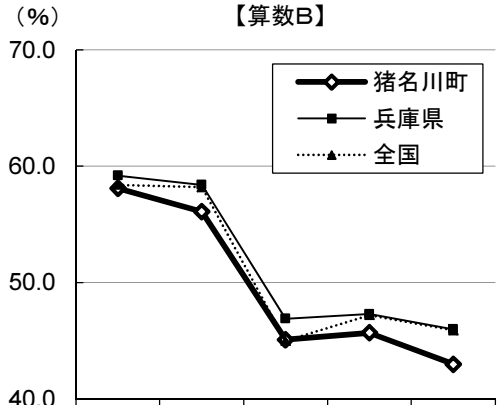

	H25	H26	H27	H28	H29
猪名川町	58.1	56.1	45.1	45.7	43
兵庫県	59.2	58.4	46.9	47.3	46
全国	58.4	58.2	45.0	47.2	45.9

資料：全国学力・学習状況調査

グループで考えたことをまとめ、
発表する学習活動

②中学３年生（平均正答率）

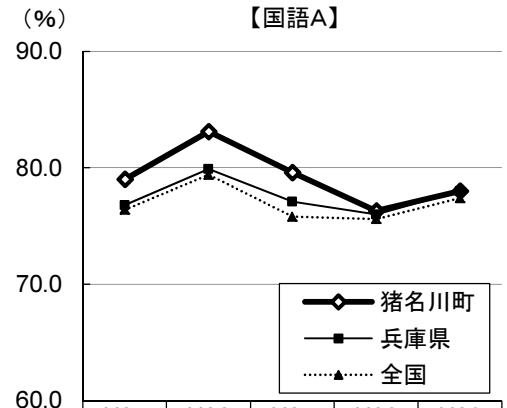

	H25	H26	H27	H28	H29
猪名川町	79.0	83.1	79.6	76.3	78
兵庫県	76.8	79.9	77.1	76.0	78
全国	76.4	79.4	75.8	75.6	77.4

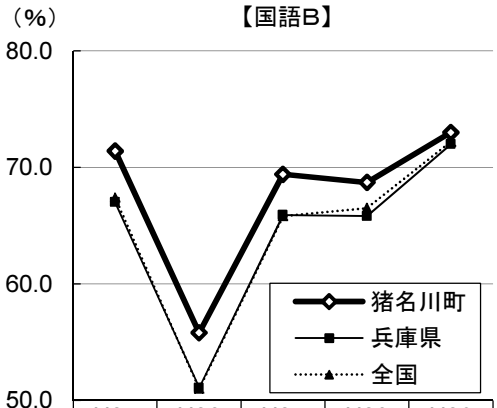

	H25	H26	H27	H28	H29
猪名川町	71.4	55.8	69.4	68.7	73
兵庫県	67.0	51.1	65.9	65.8	72
全国	67.4	51.0	65.8	66.5	72.2

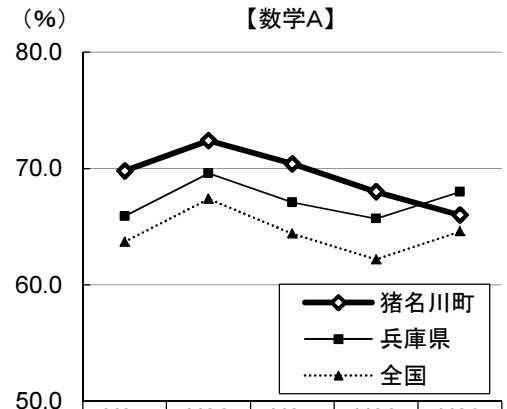

	H25	H26	H27	H28	H29
猪名川町	69.8	72.4	70.4	68.0	66
兵庫県	65.9	69.6	67.1	65.7	68
全国	63.7	67.4	64.4	62.2	64.6

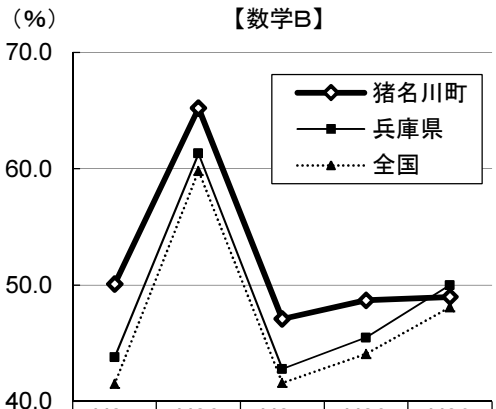

	H25	H26	H27	H28	H29
猪名川町	50.1	65.2	47.1	48.7	49
兵庫県	43.8	61.3	42.8	45.5	50
全国	41.5	59.8	41.6	44.1	48.1

資料：全国学力・学習状況調査

（４）体力・運動能力調査の結果

①小学４年生

■持久走（シャトルラン）

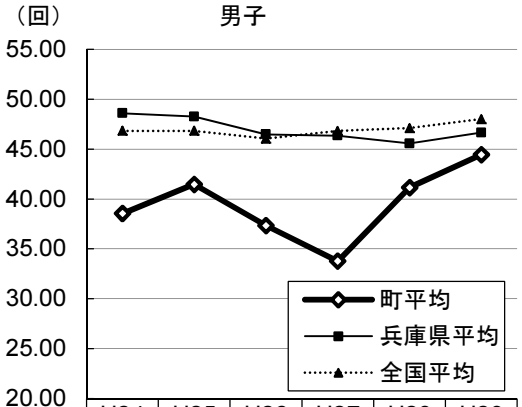

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
町平均	38.54	41.46	37.33	33.76	41.14	44.45
兵庫県平均	48.60	48.26	46.48	46.35	45.56	46.65
全国平均	46.83	46.84	46.05	46.81	47.11	48.00

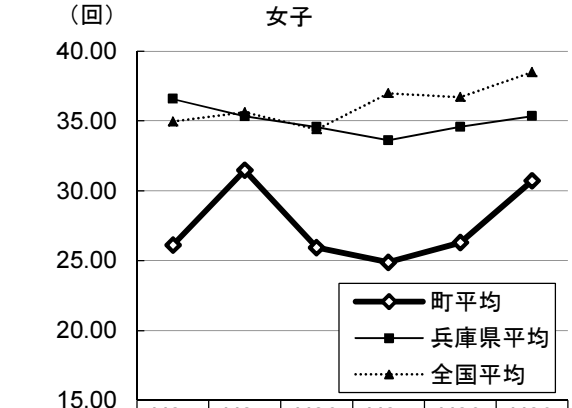

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
町平均	26.12	31.47	25.94	24.89	26.30	30.71
兵庫県平均	36.57	35.32	34.56	33.61	34.57	35.33
全国平均	34.96	35.62	34.40	36.98	36.71	38.49

■ボール投げ

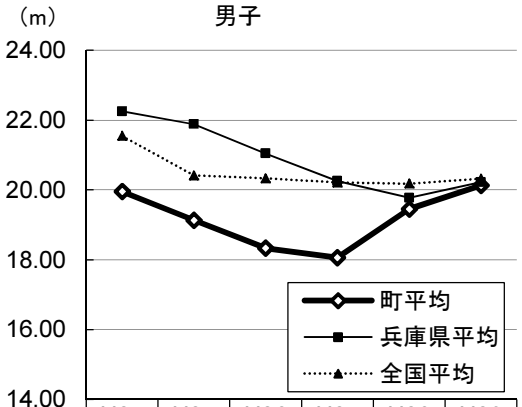

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
町平均	19.95	19.13	18.33	18.06	19.45	20.13
兵庫県平均	22.25	21.88	21.04	20.25	19.77	20.22
全国平均	21.54	20.41	20.33	20.21	20.18	20.32

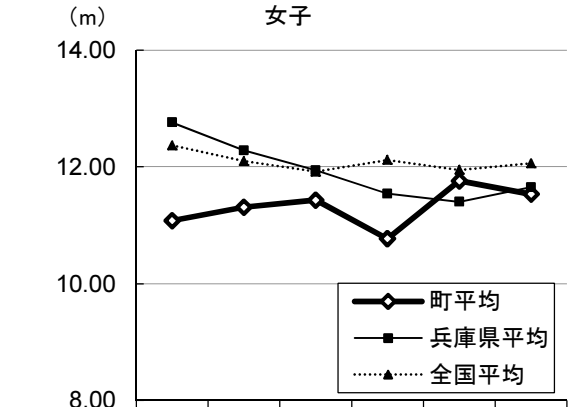

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
町平均	11.08	11.31	11.43	10.77	11.76	11.53
兵庫県平均	12.76	12.28	11.94	11.54	11.40	11.65
全国平均	12.37	12.10	11.92	12.12	11.95	12.06

資料：猪名川町体力テスト

②中学２年生

■持久走（タイムが短い（グラフの数値が少ない）ほど成績が良い）

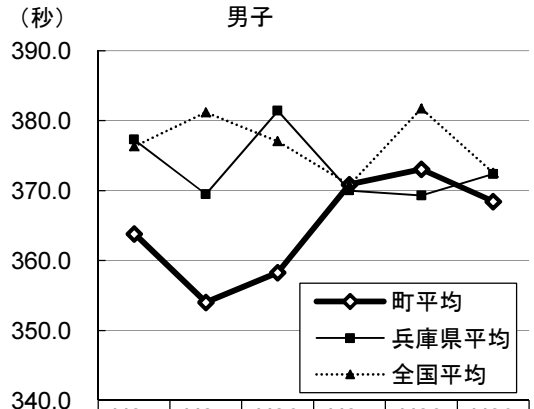

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
町平均	363.8	354.0	358.3	370.9	373.1	368.5
兵庫県平均	377.3	369.5	381.4	370.0	369.3	372.4
全国平均	376.3	381.2	377.1	370.8	381.7	372.5

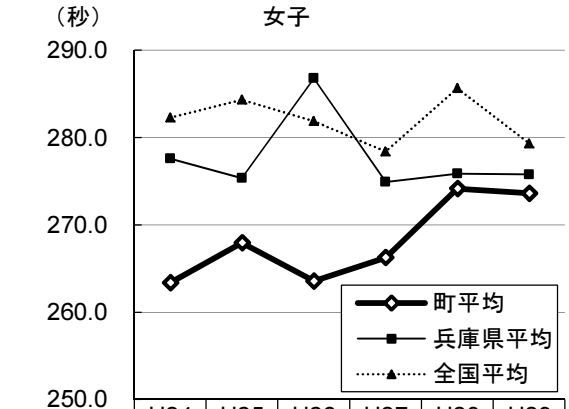

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
町平均	263.4	267.9	263.6	266.3	274.2	273.6
兵庫県平均	277.6	275.4	286.8	274.9	275.9	275.8
全国平均	282.3	284.3	281.9	278.4	285.7	279.4

■ボール投げ

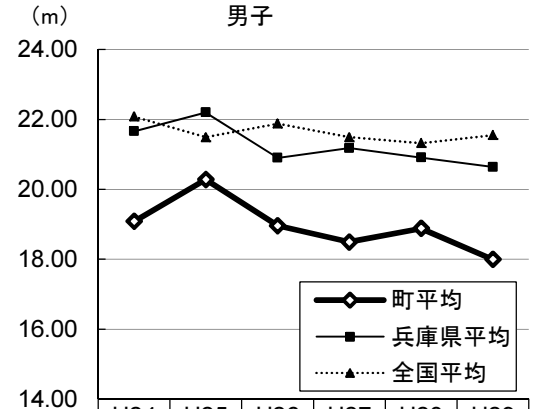

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
町平均	19.08	20.28	18.96	18.49	18.88	17.99
兵庫県平均	21.66	22.20	20.90	21.18	20.91	20.64
全国平均	22.08	21.49	21.88	21.49	21.32	21.55

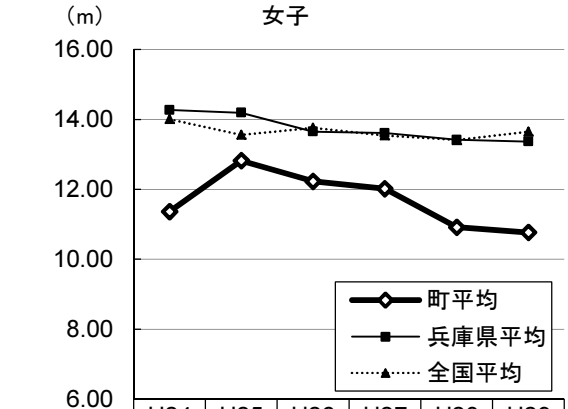

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
町平均	11.36	12.82	12.23	12.02	10.91	10.76
兵庫県平均	14.27	14.19	13.65	13.61	13.42	13.37
全国平均	14.01	13.56	13.76	13.54	13.41	13.65

資料：猪名川町体力テスト

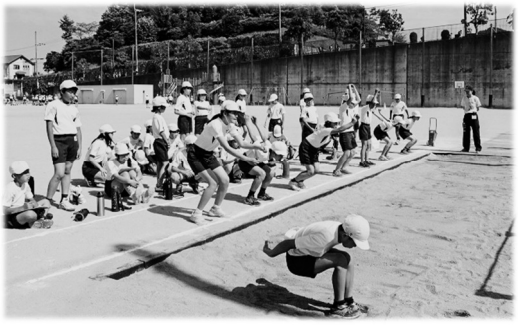

体力テスト

（５）社会教育施設・社会体育施設の利用状況

①図書館利用状況

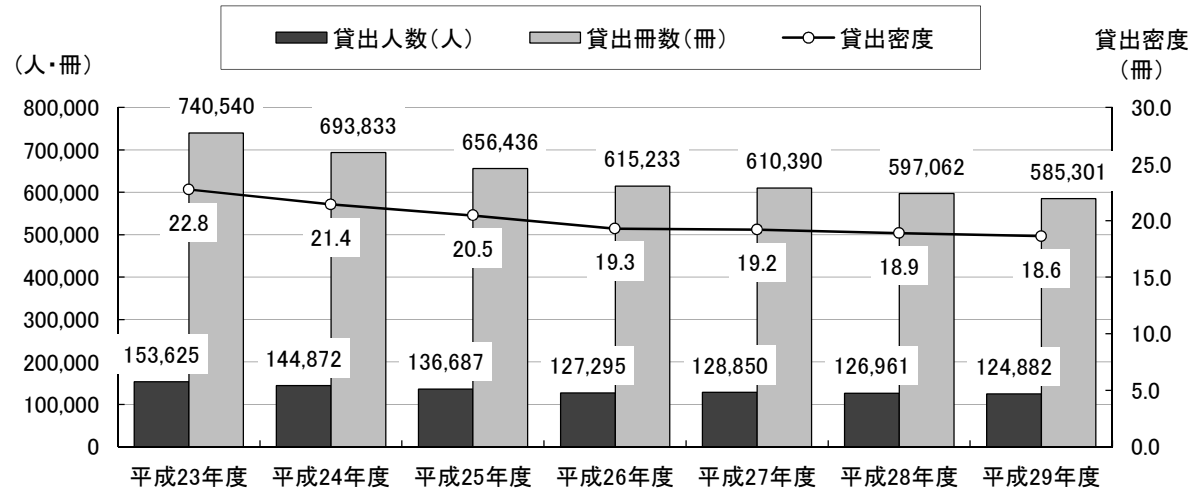

資料：猪名川町教育要覧

②文化体育館・公民館利用者数

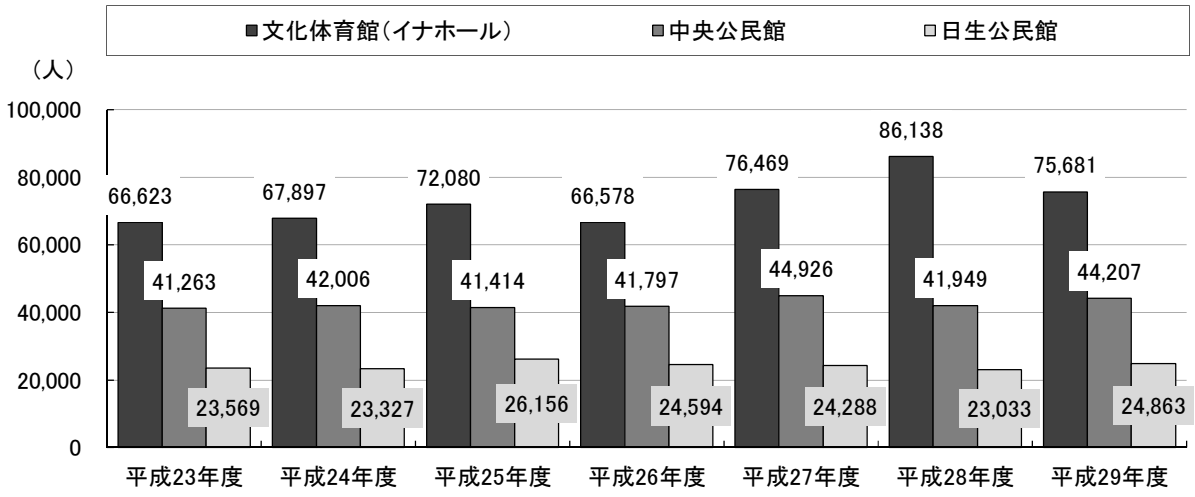

資料：猪名川町教育要覧

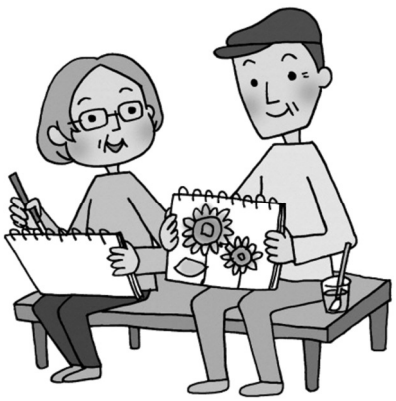

③スポーツセンター等利用者数

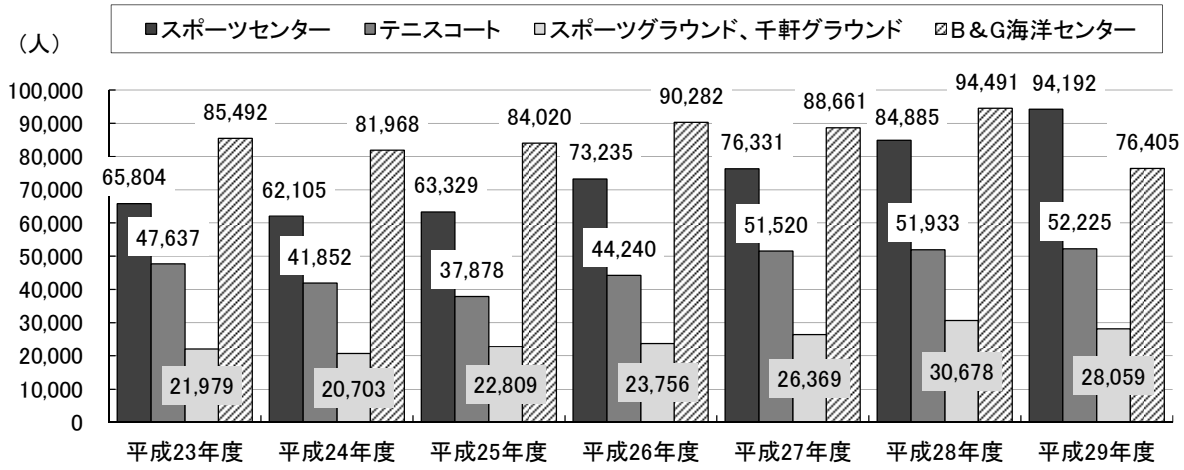

資料：猪名川町教育要覧

④文化施設等利用者数

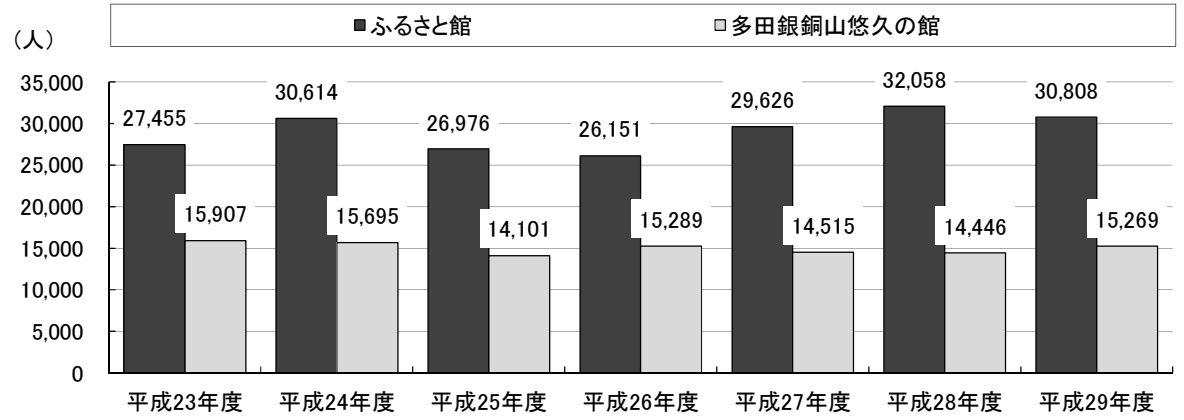

資料：猪名川町教育要覧

スポーツセンターのトレーニングルームの様子

3 現行計画に基づく主な取組と課題

（1）生きる力を育む学校教育及び就学前教育の充実

主な取組

①猪名川町英語教育強化推進事業として、小学校への専任のＡＬＴの配置と幼稚園への月１回の派遣

②ＩＣＴ機器（電子黒板、タブレット端末、実物投影機など）の導入と活用の促進

③体力アップインストラクターの派遣による体力向上の取組

④学習到達度調査などに基づく各学校の学力の課題の明確化

⑤授業・保育のユニバーサルデザイン化の推進

⑥小学校５・６年における教科担任制による交換授業・少人数授業など新学習システムの推進

⑦幼稚園・小学校・中学校が連携した特別支援教育の充実

⑧学校図書館司書または学校図書館支援員の全小学校･中学校への配置の完了（平成 28 年度）

⑨環境体験学習（小学３年生対象）、自然学校（小学５年生対象）、青少年芸術体験事業「わくわくオーケストラ教室」（中学１年生対象）、スキー教室（中学１年生対象）、「トライやる・ウィーク」（中学２年生対象）など体験学習活動の充実

⑩町中学生国際交流推進事業（姉妹都市派遣団）の実施

⑪「中１ギャップ」解消に向けたオープン・ジュニアハイスクールや体験入学、出前講座の実施

⑫幼稚園を活用した子育て支援の充実

⑬近隣学校・園における幼児・児童の交流によるスムーズな就学と「小１プロブレム」の解消

主な課題

①新しい学習指導要領への対応

・主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業研究

・道徳の教科化への対応

・小学校における英語教育の本格実施に向けた体制整備・授業研究

・プログラミング教育の実施に向けた体制整備・授業研究

②新しい幼稚園指導要領への対応

・幼稚園教育における「育みたい資質・能力」を伸ばすための保育研究

・小学校教育との円滑な接続に向けた研究

③インクルーシブ教育システムの構築に向けた教職員の専門性の向上

④学校図書館司書や学校図書館支援員を活用した読書活動の充実

⑤児童生徒の体力・運動能力の向上

（２）信頼される教育を支える教育環境の整備と充実

主な取組

①ＩＣＴの活用による業務改善
②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した指導・支援体制の充実
③人権に関わる今日的課題についての研修の実施
④いじめの早期発見・早期対応・早期解決
⑤情報セキュリティ研修の実施
⑥コミュニティ・スクールの導入に向けた意識調査やオープン参観の実施
⑦奨学金制度の見直しに伴う周知（平成 29 年１月）による利用者の増加
⑧学校園あり方検討委員会の答申（平成 29 年 11 月）に基づく学校規模の適正化に関する基本方針の策定

主な課題

①教員が子どもと向き合う時間の確保、ワーク・ライフ・バランスの実現
②教育支援センターと学校・園との情報共有や連携
③情報モラル教育の充実と教職員の指導力向上
④若手教員の指導力向上
⑤コミュニティ・スクールについての理解促進
⑥就学前教育のあり方
⑦要保護児童対策における相談やカウンセリングなどを希望しない家庭への支援方策

猪名川町いじめ防止基本方針

猪名川町は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年９月 28 日施行）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成 27 年１月に「猪名川町いじめ防止基本方針」を策定しました。この「町基本方針」では、いじめの防止等の取組を猪名川町全体で円滑に進めていくことを目指し、全ての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としています。

また、「いじめを絶対に許さない」、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という強い認識に立ち、町立の全小・中学校においても、平成 26 年３月にそれぞれの学校の実態に応じた独自の「学校いじめ防止基本方針」を策定し、各校のホームページに掲載して、広く公表しています。

各小・中学校において、「町基本方針」及び各校のいじめ防止基本方針に基づき、学校におけるいじめの防止等の体制づくりをさらに進めるとともに、いじめ問題に対して迅速かつ適切に対処します。

（３）学校・園と家庭・地域との連携の強化及び家庭・地域の教育力の向上

主な取組

①学校支援ボランティアによる学校支援
②学習サポーターの活用による放課後等の補充学習の実施
③全中学生を対象にしたオンライン学習サービスの提供
④「猪名川町読書の日」に向けた学校・園の取組の実施
⑤放課後子ども教室を２教室実施し、地域の大人の参画を得て体験・交流・学習活動を提供

主な課題

①オンライン学習の利用促進
②学校とボランティアの双方にとって魅力ある活動づくり

（４）生涯学習社会の実現を支える社会教育の充実

主な取組

①生涯学習カレッジ「リバグレス猪名川」などの学習機会の提供
②公民館主催講座による自主学習グループの形成
③図書館を利用しやすい環境の整備
④芸術・文化に関する自主事業の実施
⑤スポーツクラブ 21 や体育協会参加団体の支援
⑥青少年育成関係団体等と連携した取組の推進
⑦家庭児童相談員による相談・支援体制の確立
⑧町内文化施設における学校社会見学の受入
⑨「史跡多田銀銅山遺跡保存活用計画」策定に向けた取組

主な課題

①生涯学習講座への若年者・新規参加者や、地域課題に関する講座への参加者の拡大
②公民館フェスタ参加団体の高齢化
③図書館利用の利用促進
④自主事業の集客率の向上
⑤スポーツクラブ 21 の持続可能な運営
⑥青少年育成関係団体役員の後継者育成
⑦子育てに関する相談支援ニーズの増加
⑧地域住民・行政が一体となった文化財の継承のための地域の理解・協力
⑨史跡多田銀銅山遺跡の保存と活用

第３章　猪名川町の教育が目指す姿

1　基本理念

未来(あす)を描(えが)き　未来(あす)を拓(ひら)く猪名川の教育

少子高齢化、急激な人口減少、グローバル化や高度情報化の進展など、社会情勢が大きく変化する中で、教育を取り巻く環境においても様々な課題が指摘されています。

「すでに存在するもの」の中からより良い選択ができるように学ぶ社会から、「今は存在しないもの」を考え創造するために学ぶ社会の到来を迎えた今、猪名川町では、夢と志を持って予測困難な未来をたくましく生き抜く力を持った人間を育てる教育を推進します。

2　目指す人間像と培いたい力

基本理念に基づき、学校教育や生涯学習社会の構築に取り組むことにより目指す人間像と培いたい力は、以下のとおりです。

○ふるさとを愛する人

【培いたい力】ふるさと猪名川の自然、歴史、文化に誇りと愛着を持ち、地域や国、そして世界の平和と発展に貢献する力

○志高く夢に挑戦し続ける人

【培いたい力】生涯にわたって個性や資質能力を磨き、高い志を持って、自分の夢の実現に向かって努力し挑戦し続ける力

○共生し自立する人

【培いたい力】思いやりと寛容の心、人間愛を持って多様な考えの人たちと共感・共生しあいながら、自分の未来を切り拓く力

3 教育の基本目標

（１）縦の接続、横の連携による質の高い学校教育の推進

幼稚園・保育所から小学校、中学校まで一貫した理念と課題意識を共有し、一人一人の子どもに丁寧に目配りされた円滑な接続を図ります。時代の変化に対応し、多様な教育課題に応える教育の達成に向け、学校間・教職員間の横の連携を強化し、質の高い学校教育を推進します。

（２）子どもの学びと成長を支え、大人も共に育つ教育の推進

子どもの学びと成長を支える教育環境の整備に向け、学校・家庭・地域が連携し、教育に関わる大人も共に育つ教育を推進します。

（３）生涯にわたる学びの支援と健康長寿を支えるスポーツの推進

誰もが生涯にわたって学び続けることができ、多様な経験・交流を通じて自己実現できるよう、学習・文化活動を振興します。地域の文化財の保存・活用や、地域活動の活性化に取り組むとともに、健康長寿を支えるスポーツ活動を推進します。

※大阪大学大学院 志水宏吉教授が提唱している「学力の樹」を参考にして作成しています。

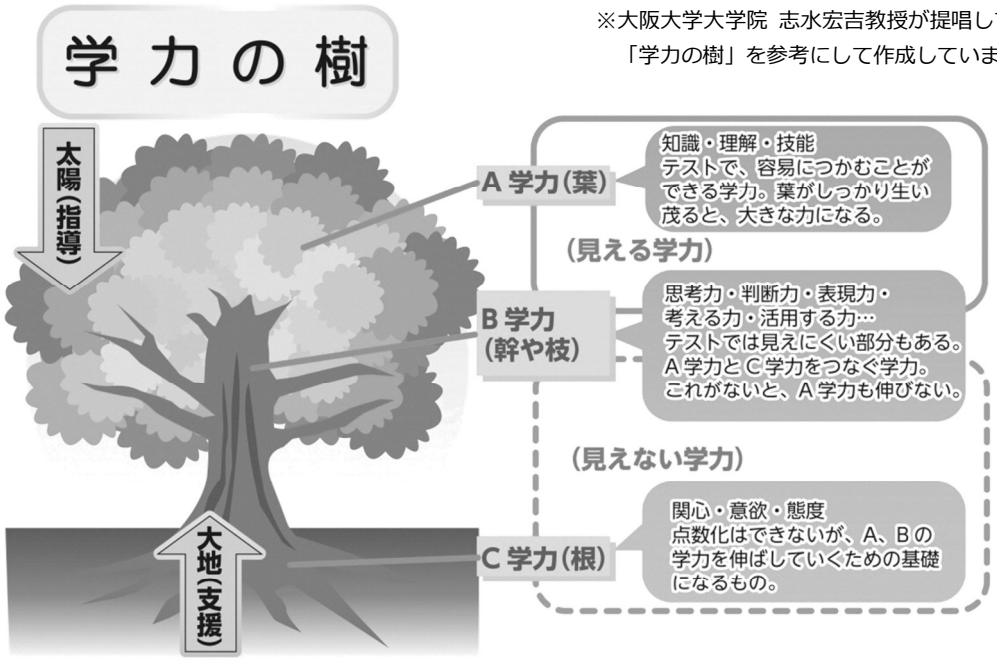

学力を木に例えると、「葉」は学力テストなどによって測定可能な「見える学力」＝「知識・理解・技能」、「根」は地面の下にあって直接見ることができない「見えない学力」＝「関心・意欲・態度」として考えられます。この「葉」と「根」をつなぐのが「幹」であり、これは「思考力や判断力、表現力」として考えられます。

「学力の樹」は「葉」と「幹」と「根」がバランスよく成長してこそ、全体としてすくすくと育つことができます。本町では、各学校・園において、この「葉」「幹」「根」の一つ一つを大切に育み、子どもたち一人一人の確実な学力の向上を目指し、「一人も見捨てない教育」を推進します。

4 施策体系

基本理念
未来を描き　未来を拓く猪名川の教育
目指す人間像
ふるさとを愛する人
志高く夢に挑戦し続ける人
共生し自立する人
基本目標
縦の接続・横の連携による質の高い学校教育の推進
子どもの学びと成長を支え、大人も共に育つ教育の推進
生涯にわたる学びの支援と健康長寿を支えるスポーツの推進
①確かな学力を培う教育の推進―いなぼう学力アッププラン―
②豊かな心と志を育む教育の推進
③健やかな体を培う教育の推進
④いじめ・不登校の対応
⑤特別支援教育の充実
⑥幼児教育の充実
⑦人権尊重の生き方の基礎を培う教育の推進
⑧グローバル化に対応する教育の推進
⑨時代の変化に対応する教育の推進
⑩教職員の資質能力の向上と勤務時間の適正化
⑪学校・家庭・地域が協働する教育の推進
⑫教育環境の整備・充実
⑬子どもの安心・安全の確保と青少年健全育成の推進
⑭家庭の教育力向上の支援
⑮生涯学習活動の支援
⑯芸術・文化の振興と支援
⑰生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の支援
⑱文化財の保存・活用と継承
⑲生涯学習・スポーツ関連施設の整備

第４章　分野別の取組

基本目標Ⅰ　縦の接続・横の連携による質の高い学校教育の推進

①確かな学力を培う教育の推進―いなぼう学力アッププラン―

主な取組	
ア　各種調査結果の分析と指導方法の工夫・改善	
○各種調査結果の分析と共有	・全国学力・学習状況調査※や町学習到達度調査※の結果を分析し、各校の学力の課題の明確化を図るとともに、町内・校内での共有を推進します。 ・学習評価として学習の到達状況を把握するために実施する日常のテストの結果も踏まえ、児童生徒の実態の的確な把握に努めます。
○結果分析を踏まえた授業の工夫改善の取組の実践	・各種調査等に基づく実態把握を踏まえ、児童生徒が基本的な学習内容を十分理解して学ぶ喜びや成就感が味わえるよう、指導方法の工夫・改善を行います。 ・学校の実態に応じた学力向上策に基づき、組織的・計画的な推進を通して、学力の一層の向上を図ります。
○基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着	・各教科における基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるため、評価の規準を定め、到達状況を把握し、指導方法の工夫・改善に取り組むなど指導と評価の一体化を図ります。 ・「ひょうごつまずきポイント指導事例集」を活用した指導方法の工夫や、学習タイムの充実、家庭での学習課題の適切な設定等により、学習習慣や基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着を図ります。
イ　授業・保育のユニバーサルデザイン化	
○授業・保育のユニバーサルデザイン化※の推進によるわかりやすい授業づくり	・子どもが見通しを持ち、意欲的に学習に取り組めるよう、めあての提示と振り返り活動を行います。 ・ＩＣＴ※機器を効果的に活用するなど、わかりやすい授業づくりを行います。

※全国学力・学習状況調査

全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として行う調査。【詳細は巻末用語集参照】

※学習到達度調査

平成 18 年度より町内中学校２年生と平成 22 年度より小学校５年生全員を対象に学習到達度及び生活行動・学習活動について実施している調査。【詳細は巻末用語集参照】

※授業・保育のユニバーサルデザイン化

あらゆる人々が利用しやすいようにあらかじめ設計する「ユニバーサルデザイン」の考え方を授業に取り入れ、すべての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業や指導方法の工夫を全体で共有すること。【詳細は巻末用語集参照】

主な取組	
ウ　情報教育の充実	
○ＩＣＴ機器を効果的に活用した情報活用能力の育成	・小学校学習指導要領の改訂に伴う「プログラミング教育※」の実施に向け、実践的な研修を実施します。 ・各教科等の目標を達成するためにＩＣＴ機器を効果的に活用するとともに、情報教育指導補助員の活用による学習指導の充実を図ります。 ・児童生徒の発達段階に応じて、ＩＣＴ機器に慣れ親しみ、文字入力やインターネット閲覧などの基本的な操作を身に付けさせるとともに、主体的に情報を収集・比較・選択し、情報の特性を生かした効果的な表現ができるような学習活動を取り入れます。
○全中学生を対象にしたオンライン学習※サービスの提供と家庭学習の促進	・中学校において、生徒の自宅などでの予習・復習に役立つ「いなぼうチャレンジオンライン学習」を積極的に活用するよう指導します。 ・タブレット端末の活用や「オンライン学習指導員」の派遣を行い、オンライン学習の実施による家庭学習への接続を推進し、自学自習の習慣の定着を支援するとともに、学力の向上を図ります。

※ＩＣＴ（情報通信技術：Information and Communications Technology）

教育用及び校務用のパソコン、電子黒板、実物投影機、タブレットパソコンやインターネットの活用等のための校内ＬＡＮなど、情報・通信に関する機器や技術のこと。

※プログラミング教育

時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」やコンピュータ等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度などを育成するもの。【詳細は巻末用語集参照】

※オンライン学習

インターネット上に開設された「いなぼうチャレンジオンライン学習」のサイトを通じ、パソコンやタブレット端末などを利用して自宅で学習できるシステム。中学生対象。

ＩＣＴを活用した授業

主な取組	
ウ　情報教育の充実（続き）	
○教職員の情報モラル意識の向上による指導の充実	・教職員の情報モラル意識と、情報活用におけるコンプライアンス※に関する知識の向上を目指し、人権尊重の視点に立ち、データの適正な管理に努めるとともに、個人情報の保護や著作権等に関する研修を充実させます。 ・コミュニケーションツール（ＬＩＮＥ等）の利用拡大によるトラブルの未然防止のため、相手の状況や気持ちを考えた適切なコミュニケーションのあり方や、個人情報の重要性、著作権等の権利を尊重することの大切さについて、正しく理解させます。 ・スマートフォン、インターネット、ポータブルゲーム機等の過度の利用による生活習慣への影響について、自ら考え判断する学習活動を充実させます。 ・インターネットやＳＮＳ※等による有害情報から犯罪に巻き込まれないよう留意させるなど、情報化の影の部分への対応について指導に努めます。また、フィルタリングソフト※の導入に関し、保護者への啓発に努めます。

※コンプライアンス（法令順守）

法令や規則をよく守ること。法令遵守。企業等における法律や倫理に則った事業活動を指す語として用いられている。

※ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス：Social Networking Service）

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域等を同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

※フィルタリングソフト

特定のウェブサイトへのアクセスを禁止し、ウェブページを表示させないソフトウエア。未成年にふさわしくない内容のウェブサイトの閲覧を防止するために、学校や家庭などで利用される。

情報モラル向上の取組

猪名川町では、青少年健全育成の取組として、町内の高校生が参加する「SWING－BY 実行委員会」と猪名川町青少年健全育成推進会議が中心となり、「ＩＮＡＧＡＷＡスマホサミット」の開催や、町内小中高校生を対象とした「スマホやネット利用に関するアンケート調査」の実施、高校生による小中学生を対象としたスマホ利用に関する模擬授業の開催、携帯電話会社と連携したスマホの長時間利用問題の改善を目的としたアプリの開発など、若い世代の主体的な参加を核とした情報モラル向上の取組を進めてきました。

引き続き、青少年の情報機器の活用やモラルの向上について、教育・啓発を進めていくことが求められています。

主な取組	
エ　兵庫型教科担任制や少人数授業など新学習システムの活用	
○新学習システム※推進事業による効果的な学習の展開	・兵庫型教科担任制※や少人数授業、同室複数指導※などの新学習システムを活用し、個に応じたきめ細かな学習指導を展開します。 ・一人一人の学習状況に応じた指導により、学力の定着や個性の伸長を図ります。
オ　学校図書館を活用した読書活動の推進	
○学校図書館司書・支援員の配置による図書館教育の充実	・司書教諭や学校図書館司書・支援員を中心に、学校図書館を活用し、知識を広げて思考を深める学習活動や読書活動を充実させます。 ・児童生徒の日常的な読書習慣の定着を図ります。 ・地域ぐるみの「猪名川町読書の日」の取組を展開します。
○思考力・判断力・表現力等を育む言語活動の充実	・各教科等において「考えを深める」「話し合う」「発表する」「書く」等の言語活動を充実させ、「言葉の力」の育成を図ります。

※新学習システム

小・中学校における基礎基本の定着と個性の伸長を図るため、加配教員を配置し、指導体制の構築や指導方法の工夫・改善を図ること。【詳細は巻末用語集参照】

※兵庫型教科担任制

学力向上や小学校から中学校への円滑な接続を図る観点から、小学校高学年において「教科担任制」と「少人数学習集団の編成」を組み合わせ、複数の教員が児童の指導に関わる兵庫県独自の取組。

※同室複数指導

１回の授業に同時に複数の教員（指導者）を配置して、学習の充実を図る取組。

猪名川町読書の日

猪名川町教育委員会では、読書を通じて「創造する力」・「表現する力」・「考える力」・「感じる力」を高めるため、本に親しむきっかけづくりとして、平成 19 年度から「全国読書週間（10 月 27 日～11 月９日）」の期間中の「11 月７日」を「猪名川町読書の日」と定めています。

町内の各校園では、この時期に合わせて、チラシを各教室に掲示して啓発を図るとともに、読書活動推進のための様々な取組を計画しています。

主な取組	
カ　幼稚園・小学校・中学校の連携強化	
○教育目標や教育課題の共有	・各中学校区で、幼・小・中の強固な連携と緩やかな一貫教育を推進していくため、年度初めに各中学校ブロックにおいて、共通の推進テーマや目指すべき目標を設定するとともに、年間の具体的な推進計画を作成します。 ・中学校区における子どもの現状と課題及び目指す子ども像を明らかにするとともに、それらについて校区内教職員の共通理解を図ります。
○異校種間の連携・相互理解の促進	・学力向上・生徒指導・特別支援教育※など、それぞれの観点による情報交換を計画的に行い、連続した学びの確保につなげます。 ・子ども理解と発達段階に応じた指導方法の相互理解のため、幼・小・中学校教員による合同研究や授業参観等を実施します。
○一貫性ある学びの保障	・就園・就学に当たって、環境の変化によって生じる子どもの不安の軽減や「小１プロブレム※」「中１ギャップ※」などの課題解消のため、体験入学、オープン・ジュニアハイスクール、出前授業、合同行事などを実施するとともに、異校種の教員による協働授業や相互乗り入れ授業などを積極的に実施します。 ・幼・小・中の 11 年間を見通して、国語、算数・数学、英語・外国語活動などの学びの連続性について各校種間で連携を図りながら、中学校区全体で子どもの学力向上の取組を推進します。 ・特別な配慮や支援を要する子どもの円滑な就学・進学のために、学校・園が連携して接続期の移行支援の充実を図ります。

※特別支援教育

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な組織を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。【詳細は巻末用語集参照】

※小１プロブレム

小学校に入学したばかりの 1 年生が、集団行動がとれない、授業中に座っていられない、教職員の話を聞かない、などと学校生活になじめない状態が続くこと。

※中１ギャップ

中学校入学後に、学習や生活環境、人間関係などの大きな変化を受けて、学校が楽しくなくなったり、勉強についていけなくなってしまったり、不登校などの問題が発生したりしてしまうこと。

②豊かな心と志を育む教育の推進

主な取組	
ア　道徳教育の充実	
○道徳科を要として教育活動全体で道徳性を養う推進体制の充実	・学習指導要領の趣旨・ねらいを踏まえ、道徳教育推進教員を中心に、道徳科を要として、教育活動全体を通して、道徳的実践意欲・態度を育てるために、全教職員が協力して推進します。 ・児童生徒や学校の実態を踏まえた道徳教育の目標を明確にした全体指導計画及び各教科等における指導内容や時期を整理した別葉を作成し、創意工夫を生かした指導を行います。
○道徳科の充実と心に響く道徳教育の推進	・教科書に加えて、「兵庫版道徳教育副読本」を年間指導計画に位置付けて効果的に活用し、児童生徒が自らの心の成長を自覚できるよう配慮します。 ・一人一人の児童生徒の道徳性にかかる成長の様子について、会話、作文、ノートや教師による観察等から評価を行います。
○自己の生き方を深める学習を通した家庭や地域との連携	・オープンスクール等の機会に道徳の授業を公開したり、副読本を家庭で活用するよう啓発するなど、家庭や地域の理解や協力を得られるように工夫します。 ・人間関係の基本となる挨拶をはじめ、基本的な生活習慣や規範意識、社会生活上のルールなどを身に付けさせ、日常生活の中で実践できるよう、保護者や地域との連携を図ります。 ・震災の教訓を踏まえ、ボランティア精神、家庭のきずな、助け合う心の大切さ等、学校・地域・社会の取組を関連付け、家庭や地域での道徳的実践意欲の向上につながるよう指導します。
○命を大切にする心を育む教育活動の推進	・子どもの自尊感情を高め、生きる喜びを味わわせるなど、命を大切にする心を育む教育活動を展開します。 ・子どもの自殺予防を徹底するため、自殺の危険因子や子どものＳＯＳ、直前のサインを見逃さないよう、予防についての校内研修を深め、すべての教職員が共通認識を持つとともに、専門家からの助言を得るなどして、自殺予防のための教育相談体制を確立します。

主な取組	
イ　体験活動の充実	
○兵庫型「体験教育」等の体験活動の充実	・環境体験学習（小学３年生対象）、自然学校（小学５年生対象）、青少年芸術体験事業「わくわくオーケストラ教室」（中学１年生対象）、「トライやる・ウィーク」（中学２年生対象）などの兵庫型「体験教育」及びスキー教室（中学１年生対象）等の体験活動を通して自尊感情を育み、自他の生命尊重、他者への思いやりの心や態度を育成します。 ・地域人材の活用により、郷土に対する認識を深め、人との出会いや豊かな体験を生かした指導過程において、人間としての生き方に学び、実践する意欲や道徳的実践力を育てます。 ・体験活動を通して、児童生徒一人一人の道徳的価値の自覚を促し、自立性を育む中で社会生活上のルールの意義や目的を考えさせ、規範意識等の社会性を育てます。 ・ボランティア活動など、社会と関わる活動を通した公共の精神のかん養や勤労観の確立などにより、他者と協力し、より良い社会の実現を目指す姿勢を培います。
○集団活動を通した子どもの個性の伸長と主体的に生きる態度の育成	・学校・園の教育目標に基づき、子ども一人一人の良さを生かした計画的な学級経営を行います。 ・様々な集団活動を通して、望ましい人間関係の形成や自主的・実践的な態度を育みます。 ・規律正しい態度で授業や行事などに主体的に参加できる集団づくりを通して、自ら考え行動する力を育みます。

トライやる・ウィーク

兵庫県では、平成 10 年度から生徒の興味・関心に基づいて、地域の商店、福祉施設、公共施設等多数の受け入れ事業所において、数人ずつの班編成でボランティアの指導の下、体験活動を行う「トライやる・ウィーク」を県内の中学２年生の教育課程として実施しています。これは、学校ではできない様々な活動に挑戦し、豊かな感性や創造性を高めたり、自分なりの生き方を見つけたりすることができるよう支援し、共に生きることや感謝の心を育み、自立性を高めるなど「生きる力」を育成することを目的としたものです。

主な取組	
ウ　キャリア教育の推進	
○キャリア教育※を通じた社会的自立に必要な態度や能力の育成	・児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング※能力）を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ります。 ・学校におけるキャリア教育の目標を明確にし、全体計画を作成するなど、校内の組織的系統的な推進体制を整備します。
○主体的な進路選択の支援	・生徒の能力・適性、興味・関心、障がいの状況や将来の進路希望に基づき、保護者と連携しながら、生徒が主体的に進路を選択できるよう個に応じたガイダンス機能を充実させます。 ・各高等学校・専修学校等の特色をはじめ、生徒が必要な進路情報を得られるように、幅広い進路資料の収集・整備を図り、積極的に活用できるよう工夫します。

※キャリア教育

「キャリア」とは、人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねを意味し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア発達」という。【詳細は巻末用語集参照】

※キャリアプランニング

自分の仕事や人生を自分で計画し、実現していくこと。

自動車メーカーによる出前授業

主な取組	
エ　生徒指導の充実	
○組織的な生徒指導体制の充実	・学校・園の生徒指導方針に基づき、いじめ、不登校※、問題行動などの解消に向け、組織的に対応するとともに、家庭・地域・関係機関との連携を強化します。 ・スクールソーシャルワーカー※を全中学校区に配置し、学校・園はその助言や協力を得て、課題の解決に当たります。
○子ども理解を基盤とした対応力の向上	・教師と子どもが好ましい人間関係を築いていく中で、心のきずなを強め、社会のルールやマナーを身に付けるなどの社会性を培うよう努めます。 ・「児童の権利に関する条約」を踏まえて、より一層人権に配慮するとともに、それぞれの子どもの特徴や取り巻く環境等をよく理解して指導を行います。体罰はもとより、不適切な言動は、子どもを精神的に追い詰めることを認識し、指導方法の工夫･改善を行います。
○教育相談体制の充実	・子どもの日常生活における変化に気を配り、悩みや不安を受け止める教育相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化します。
オ　学級活動、学校行事の充実	
○学級活動の充実	・学級における生活習慣や学習規律の確立などを通して、自立した行動を習得し、自分の生き方を考え行動する態度や能力を養います。 ・子ども一人一人について理解を深めるとともに、自他の違いを互いに認め合いながら、教職員と子ども及び相互の人間的な触れ合いを基盤とした学級経営を行い、学級が安心できる居場所となるよう取り組みます。 ・話し合いを通して、互いの意見を尊重し、より良い集団作りを目指して主体的に考え、課題を解決しようとする実践的態度を育てます。
○学校行事の教育的意義の明確化と内容の充実	・学校の教育目標に沿って、それぞれの学校・園行事の教育的意義を明らかにします。 ・校外学習・集団宿泊的行事や勤労生産・奉仕的活動など、体験的な活動を通して、課題解決しようとする態度を身に付けたり、達成感や自己有用感を感じ取らせたりするなど、自立心を育みます。

※不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、年間 30 日以上欠席している状況のこと。病気や経済的な理由等は除く。

※スクールソーシャルワーカー

社会福祉的な立場から教職員への指導や助言をしたり、保護者のケアをしたりするなど、子どもを取り巻く環境に働き掛けるとともに、関係機関の連携・仲介・調整等に従事する専門家。【詳細は巻末用語集参照】

主な取組	
カ　部活動の充実	
○適切な部活動の指導体制の確立	・中学校教育において、学校教育活動の一環として果たしてきた部活動の意義や役割を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、「ノー部活デー」や活動時間の適切な設定など、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮します。 ・部活動を通してスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものと捉え、推進します。 ・勝利至上主義に偏ったり、「体罰」や威圧的な態度等、生徒の人格を無視した言動による指導が行われたりすることなく、人間的な触れ合いに基づいて信頼関係を築きながら適切な指導に当たります。 ・外部人材の活用などによる教職員の負担軽減や適切な指導体制のあり方について研究を進めます。

中学校の部活動

体力アップインストラクターによる体づくり

③健やかな体を培う教育の推進

主な取組	
ア　学校体育・運動遊びの充実	
○豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成	・運動やスポーツを実践する中で、技能や体力を高め、運動することの楽しさや喜び、達成感などを味わい、生涯にわたって運動やスポーツに親しむことができるよう取り組みます。 ・学校・園で行う体力づくりが、家庭においても自主的に行われるよう、保護者の理解と協力が得られるよう努めます。 ・幼児の運動への興味・関心を高め、小学校以降の運動習慣の定着につなげるため、運動遊びの時間を確保します。 ・運動に積極的に取り組ませ、個性を伸長し、好ましい人間関係を育てるよう努めます。
○個々に応じた体力・運動能力の向上	・猪名川町小・中学校体力テスト（小学４～６年生、中学１～３年生）、兵庫県児童生徒体力・運動能力調査（小学１～６年生、中学１～３年生）を実施し、児童生徒の体力・運動能力の現状と課題の把握に努めます。 ・各小学校・園に体力アップインストラクターを派遣し、子どもの体力向上に取り組みます。 ・子どもが休み時間などを活用した体力・運動能力の向上につながる活動に取り組める環境を整備するなど、教育活動全体の中で、計画的に実施します。 ・授業・保育においては、各種の運動の特性に触れることにより、身体活動そのものの楽しさや喜びを味わわせ、「運動プログラム2009」「幼児期の運動に関する指導参考資料」などを活用し、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせる指導を行い、自ら進んで体力・運動能力を高めようとする態度を育成します。 ・体力テストにより自己の体力・運動能力を知り、自発的に体力づくりに取り組むよう指導します。

主な取組	
イ　健康教育の推進	
○食に関する指導の組織的、計画的、継続的な推進	・校（園）内食育推進委員会を設置し、各教科における食に関する指導内容を整理した上で、全体計画・年間指導計画を作成し、栄養教諭をはじめ、すべての職員が連携し、授業・保育等を実施します。 ・学校給食を「生きた教材」として活用し、食事と健康の関連に関心を持ち、生涯にわたって健康で生き生きとした生活が送れるよう指導します。 ・食育※について、家庭への情報提供や食育の授業公開を行います。また、地域の協力を得た「食」に関する体験活動の実施などにより、学校・園と地域が連携した取組を進めます。
○生涯にわたる健康の基礎の養成	・猪名川町小児生活習慣及び食生活改善委員会を設置し、子どもの健康保持増進などに関する施策の総合的かつ計画的推進を図ります。 ・一人一人の心身の健康状態について、家庭、学校医等と連携し、個に応じた心のケアを図るとともに、保健室の機能を十分に生かしながら適切な保健管理・保健指導を行います。 ・性についての正しい知識や、飲酒、喫煙、薬物乱用と健康との関係についての正しい知識を身に付けさせるように努めます。 ・感染症（インフルエンザ、エイズなど）やアレルギー疾患などについて正しく理解させ、予防する能力や態度の育成を図ります。 ・町の「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、家庭との連携を密にし、食物アレルギーについて適切に対応するとともに、食物アレルギー発症時には、すべての教職員が救急処置を行えるよう、関係機関との連携を含め、救急対応に関わる校・園内体制を確立します。

※食育

望ましい食習慣のための知識を身に付けることはもとより、食卓での一家団らんを通じて社会性を学んだり、我が国の食文化を理解したりすることも含む幅広い教育。

給食の配膳の様子

④いじめ・不登校の対応

主な取組	
ア　いじめ問題への対応	
○未然防止・早期発見・早期対応における組織的対応の充実	・「いじめ対応チーム」を中心に、国・県・町及び各校の「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、組織的に「いじめを絶対に許さない」体制を確立します。また、いじめの積極的認知に努めます。 ・アンケートや面談などにより、児童生徒への共感的理解を深めて、いじめの兆候を早期に把握し、その解消に努めます。 ・スマートフォンやＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの利用によるトラブルやひぼう中傷、ネットいじめ、個人情報の漏えいなどを防止するため、専門の講師を招いて講演会を開催するなど、インターネット上のトラブルから児童生徒を守る取組を推進します。また、家庭や関係機関と連携した取組を推進します。
イ　不登校の予防と支援の充実	
○不登校の予防と支援の充実	・教育支援センター、スクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカーと連携しながら、わかる授業づくりや居場所づくり、仲間との適切な関わり方など、不登校を防ぐための取組を学校教育全体で行い、魅力ある学校づくりを推進します。 ・一人一人の悩みや不安にきめ細かく対応するため、担当教員の役割を明確にし、組織的な教育相談体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化します。 ・保護者との共通理解の下、個々に適切な対応に努め、適応指導教室※『ＳＴＥＰいながわ』をはじめとする関係機関との連携を密にし、その状況の改善を図ります。

※スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者。【詳細は巻末用語集参照】

※適応指導教室

不登校児童生徒に心の居場所を提供し、学校とは異なる雰囲気の中で学習や体験活動を計画的・組織的に行い、集団活動への適応と学校生活への復帰を支援する施設。【詳細は巻末用語集参照】

主な取組	
ウ　教育相談体制の充実	
○関係機関との連携による教育相談体制の充実	・子どもの日常生活における変化に気を配り、悩みや不安を受け止める教育相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化します。【再掲】 ・悩みや課題等を抱える子どもや保護者への対応に当たっては、スクールカウンセラーや教育支援センターのカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへつなぐなど、適切に対応します。
エ　豊かな人間性を育む集団づくり	
○教育・心理検査の活用によるより良い学級集団づくり	・中学校においては、いじめ、不登校、問題行動などに適切に対応するため、日常的な生徒との信頼関係の構築を基礎としつつ、年２回の教育・心理検査も活用して、学級の現状を分析します。また、分析結果をもとに校内において研修を深めるとともに、生徒との教育相談などを通して適切な支援に努めます。

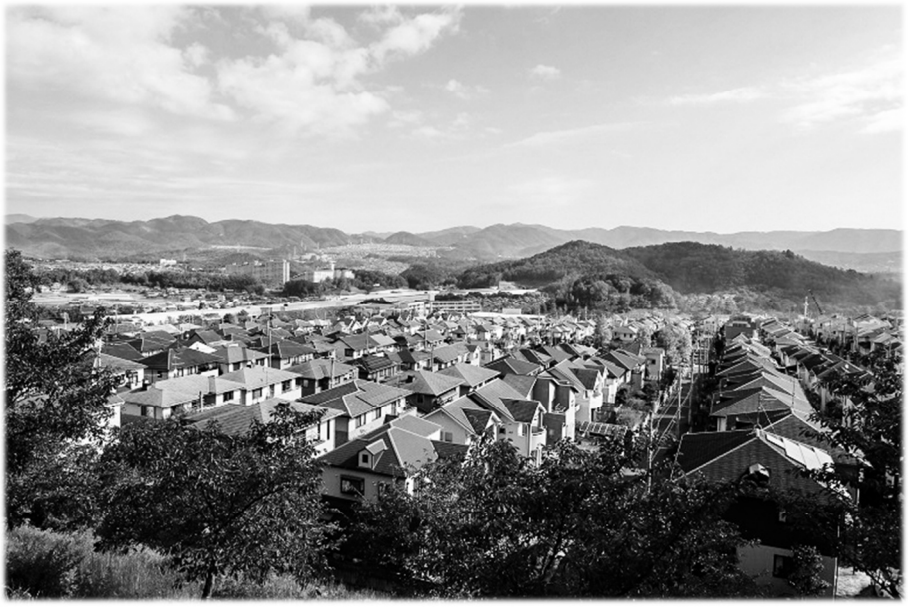

⑤特別支援教育の充実

主な取組	
ア　インクルーシブ教育システムの構築の推進	
○インクルーシブ教育システム※の理念に基づく取組の推進	・障がいのある子どもが十分な教育を受けられるよう、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズなどに応じ、本人・保護者と合意形成を図った上で、合理的配慮を提供します。 ・インクルーシブ教育システムの理念に基づき、授業や学級活動、行事などにおける参加・交流の機会の確保に努めます。 ・障害者基本法に基づく共生社会の理念や社会的障壁の除去・軽減の必要性について、教職員・子ども・保護者・地域の理解促進に努めます。
イ　専門性の向上と指導・支援の充実	
○教職員の専門性の向上と、障がいの状態に応じた指導や支援の充実	・障がいの状態や発達段階、特性などを的確に把握し、個々の課題に応じた指導目標・内容・方法などを明確にし、保護者との共通理解の下、個別の教育支援計画※及び指導計画※を作成し、指導内容の充実に努めます。 ・系統的な教科学習や生活単元学習、作業学習、自立活動など、個々の障がいの実態に応じた教育課程を編成し、指導内容の改善や指導方法の工夫を図ります。 ・ＩＣＴを積極的に活用したり、教材・教具を工夫したりするとともに、計画的な交流及び共同学習を推進します。 ・巡回相談※や通級による指導※などを積極的に活用し、通常の学級に在籍する配慮を要する児童生徒の教育的ニーズに応じて、学校生活支援教員と学級担任が共通理解を図りながら、適切な指導の研究に努めます。

※インクルーシブ教育システム

障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、教育的ニーズに最も的確に応える指導が提供できるシステム。【詳細は巻末用語集参照】

※個別の教育支援計画

特別な支援が必要な幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画で、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うために作成するもの。【詳細は巻末用語集参照】

※個別の指導計画

学校における教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に当該幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだもの。【詳細は巻末用語集参照】

※巡回相談

専門の相談員が各学校・園を巡回して教員・保護者等に指導・支援内容や方法に関する指導や助言を行うこと。【詳細は巻末用語集参照】

※通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍していて、ＬＤ・ＡＤＨＤ等を含む障がいのある児童生徒を対象に、障がい上または生活上の困難を克服するための教育を行う場。

主な取組	
ウ　機能的な校内支援体制の整備	
○機能的な校（園）内支援体制の構築	・学校・園における特別支援教育支援員、スクールアシスタント※の適正な配置を行い、特別支援教育の充実を図ります。 ・校（園）内教育支援委員会※を設置し、町教育支援委員会や医療・福祉関係機関等と連携を図り、障がいの状態の変化などに応じた教育支援を継続的に行います。 ・特別支援教育コーディネーターを中心に校（園）内支援委員会を定期的に開催し、特別な配慮を要する子どもの実態把握や支援方法の検討・研修を行い、教職員の共通理解の下、支援を行います。
エ　円滑な移行支援	
○実態に応じた切れ目のない支援の推進	・一人一人のライフサイクルについて、保護者との共通理解を図りながら関係機関と連携し、自立と社会参加に向けたキャリア形成を目指した実践的・段階的な進路支援を行います。 ・医療・教育・保健・福祉・労働等の関係機関との連携を強化するためのネットワークを活用しつつ、長期的な視点に立った個別の教育支援計画を保護者とともに作成し、進級や進学に当たって効果的な引継ぎを行います。 ・サポートファイル（個人記録簿）※の活用による関係機関における情報の共有と支援の継続を図ります。

※スクールアシスタント

特別な支援を必要とする、通常の学級に在籍する児童生徒に対して支援を行う支援員。

※教育支援委員会

障がいのため教育上特別な配慮を要すると思われる幼児児童生徒の就学等を含めて学校教育における教育支援を長期的に推進するため、教育委員会の諮問に応じ、必要な調査・判定等を行う機関。【詳細は巻末用語集参照】

※サポートファイル（個人記録簿）

乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて、支援内容等の情報が共有され、諸手続きの書類作成等がスムーズにできるように、またより良いサポートが受けられるように活用する個人記録簿。【詳細は巻末用語集参照】

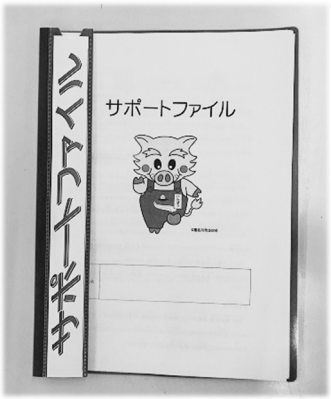

サポートファイル

主な取組	
オ　保護者や関係機関との連携	
○保護者・関係機関との連携による支援の充実	・学校・園見学や体験入学などの機会を積極的に設け、保護者への情報提供をするなど、保護者との連携に努めます。 ・川西養護学校教育相談担当者と教育委員会委嘱の相談員による巡回相談を実施し、各学校・園において教員・保護者等に指導内容や方法に関する指導や助言を行います。 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携による指導の充実を図ります。 ・猪名川町教育委員会・川西養護学校・兵庫教育大学が締結した特別支援教育にかかる連携協約※に基づき、大学院生の実習を受け入れるとともに支援体制の充実を図ります。
カ　特別支援教育の理解・啓発の推進	
○特別支援教育の理解と啓発の推進	・特別支援教育の情報発信の手段として、学校・園だよりなどを発行したり、学校・園のホームページなどを活用するなど、保護者や地域に特別支援教育への理解を促す広報活動に努めます。 ・障がいのある子どもが、地域の一員として豊かに生活できるよう、特別支援学校や地域の人々との交流活動を、計画的・組織的に継続して進めます。 ・特別支援教育への理解を深めるため、公開講座などへの保護者、地域住民の積極的な参加を促進します。

※特別支援教育にかかる連携協約

平成 18 年に猪名川町教育委員会・川西養護学校・兵庫教育大学が締結した特別支援教育にかかる連携協約により、町内の幼稚園や小・中学校が兵庫教育大学大学院特別支援教育コーディネーターコース（現：発達障害支援実践コース）の院生の実習協力校となっている。【詳細は巻末用語集参照】

ユニバーサルデザイン化された教室環境

⑥幼児教育の充実

主な取組	
ア　幼稚園教育において「育みたい資質・能力」を伸ばすための保育の充実	
○幼児の特性や発達段階を踏まえた指導の充実	・幼児の実態や地域環境の状況を考慮し、心身の調和の取れた発達を見通した適切な教育課程を編成するとともに、幼児理解に基づく指導計画の作成、活動の展開、反省や評価など「ＰＤＣＡサイクル※」による指導の改善に努めます。 ・幼児理解を深め、幼児の特性や発達課題を把握し、一人一人の良さや可能性を引き出す指導の工夫・改善を行い、発達に必要な環境を構成し、適切な援助を行います。 ・幼児期の発達の特性に応じた様々な遊びを通して、身体を動かす楽しさや心地よさを味わわせる機会を確保します。 ・特別な支援を要する幼児の指導の充実について、関係機関と連携した取組を推進します。 ・リーフレットの作成・配布により、公立幼稚園における教育・生活についての理解の促進を図ります。
○集団生活を通じた豊かな心情と自立・協同の態度の育成	・幼児の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験としての遊びを通して、幼児同士が共通の目的を持ち、協同する体験を重ねていけるような援助や工夫を行います。 ・自然の中での遊びや地域の人との交流など、心身の調和の取れた発達を促す多様な体験が得られるよう工夫します。 ・生活の中で心が動く体験活動などを通して、言葉で伝え合う力の基礎づくりに努めます。 ・集団生活の中で、規範意識をはじめとする道徳性の芽生えを培い、人と関わる力を育てます。
イ　小学校教育との円滑な接続	
○発達や学びの連続性を踏まえた教育の充実	・幼児と児童の交流や教職員の連絡会などを通して、新幼稚園教育実施要領にある「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を幼・小の教職員で共有し、幼稚園から小学校への円滑な接続を組織的に行います。 ・ＡＬＴ※を活用した外国語活動を実施し、外国語によるコミュニケーションに親しむ機会をつくります。

※ＰＤＣＡサイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことにより、業務改善や品質管理を継続的に行う手法。

※ＡＬＴ（Assistant Language Teacher）

小・中学校の英語（外国語活動）授業や幼稚園の国際理解教育において指導補助を行う外国人指導助手のこと。【詳細は巻末用語集参照】

主な取組	
ウ　幼稚園を活用した子育て支援の充実	
○子育て支援活動（いなぼう広場）の実施	・幼児期の教育相談、情報提供、保護者同士の交流の機会の提供など、地域の実情に応じて子育て支援活動（いなぼう広場※）を実施し、「親と子の育ちの場」としての幼稚園の役割や機能の充実を図ります。
エ　公私・幼保連携の推進	
○連携・交流の推進	・町内の保育園・認定こども園※・幼稚園の交流活動や合同研修会の開催により、教育・保育内容の交流と充実を図ります。 ・中学校区を単位とした幼・小・中の連携における教育目標や課題の共有について、保育園・認定こども園への情報提供を進めます。

※いなぼう広場

未就園児とその保護者を対象に、幼稚園を体験するとともに、子育ての悩み相談や仲間づくりの場となることを目的として、公立幼稚園で実施している事業。

※認定こども園

小学校就学前の子どもを対象に幼児教育と保育を一体的に提供するとともに、保護者に対して総合的な子育て支援を行う施設。認定は都道府県知事が行う。

ＡＬＴによる幼稚園での英語活動

⑦人権尊重の生き方の基礎を培う教育の推進

主な取組	
ア　人権教育の推進体制の充実	
○人権教育を推進する体制の充実	・人権教育をあらゆる教育活動に位置付け、推進するための全体計画や年間指導計画を作成するとともに、実践の評価を行い、計画の見直しに努めるとともに、校種間の連携を図ります。 ・人権に関わる課題の解決に向け、関係機関との連携を含め、総合的に取り組むための推進体制を整備するとともに、人権課題に関する情報と課題の共有を積極的に図り、課題解決に努めます。
○人権尊重の学校・園文化の構築	・教育活動を通して、命のつながりやそのかけがえのなさに気付かせ、生命尊重の精神を培うよう努めます。 ・子どもが、教職員の温かいまなざしや人権への配慮が行き届いた環境の中で生き生きと自己実現できる学校・園文化の創造に努めます。 ・豊かにつながる地域づくりを進めるために、定期的に公開授業や懇談会を行い、課題を共に把握し解決する機会を持てるよう取り組みます。
イ　同和問題をはじめとする様々な人権課題に対応した教育の充実	
○確かな人権意識を育てる教育の推進	・同和問題をはじめとする様々な人権課題に関する学習を通して、差別や偏見の誤りに気付かせるとともに、差別を見抜く力を養い、それらを自らの課題として差別解消に向けて行動する実践力を培います。 ・特別活動や総合的な学習の時間などの内容等を創意工夫し、人権に関わる今日的な課題について、子どもが主体的に解決しようとする態度を育てます。 ・性的マイノリティ※の人権など、今日的な課題について、積極的に取り上げることができるよう、教育内容の工夫や研究を進めます。 ・猪名川町人権・同和教育研究協議会や各種団体との連携による、教育内容の充実を図ります。

※性的マイノリティ

性のあり方が、社会において多数派とされる人とは異なる人のこと。

主な取組	
ウ　人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善	
○指導内容・指導方法の工夫・改善	・教職員が、研修会などへ積極的に参加することにより、自らの人権感覚を高め、自らの生き方を通して、子どもの人権尊重の精神を育成するよう心掛けるとともに、子どもの人権が守られるよう努めます。 ・県教育委員会発行の教育資料改訂版『ほほえみ（幼稚園・小学校用）』『きらめき（中学校用）』『HUMAN RIGHTS』などを積極的に活用するとともに、地域教材の開発や児童生徒の感性を揺さぶる教材の研究に努めます。 ・いじめやインターネットによる人権侵害など、新たな今日的な人権課題の解決に向けた効果的な指導方法の工夫や改善に取り組みます。 ・公開授業や中学校区での交流研修を積極的に実施し、指導の充実に努めます。
エ　児童虐待から子どもを守る学校づくりの推進	
○早期発見、早期対応のための家庭・地域・関係機関の連携	・児童虐待など、子どもの家庭環境等に大きく起因する要支援事案については、学校・園だけが抱え込むことなく、町生活部こども課やスクールソーシャルワーカー等との連携を強化し、町要保護児童対策地域協議会による個別ケース検討会議の開催を要請するなど、適切な対応を図ります。

人権教育セミナーの様子

⑧グローバル化※に対応する教育の推進

主な取組	
ア　国や郷土の伝統と文化に関する教育の推進	
○ふるさと教育の推進	・地域ぐるみで郷土の文化や生活に親しみ、「ふるさと猪名川」を大切にする心を育て、地域社会の一員としての自覚を高める取組を行います。 ・地域の食材を生かした食育や、銀山などの歴史的遺跡の学習、里山林を活用した体験活動など、地域の資源を生かした教育内容の充実を図ります。また、学習成果を地域の人々に公開したりするなど、地域社会の一員としての自覚を深める取組を工夫します。 ・学校支援ボランティア※等の活用による環境学習、昔遊び体験の展開など、地域の人材の活用を積極的に図ります。
○日本の伝統・文化に関する教育の推進	・グローバルな視点から、我が国の言語・歴史・習慣等の伝統や文化を尊重し、それらを育んできた国や郷土を愛する態度を養います。
イ　国際化に対応した教育の推進	
○英語・外国語活動の充実	・小学校外国語活動においては、外国の言語や文化について体験的に理解を深めさせ、コミュニケーション能力の素地を養うよう努めます。また、新学習指導要領における小学校の英語教育の本格実施に向けた体制整備・授業研究を進めます。 ・ＡＬＴ（外国語指導助手）を積極的かつ効果的に活用し、ネイティブ（英語を母国語とする人）の英語になれ親しむ機会を設け、英語によるコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。 ・英語指導力向上研修の推進により、教員のコミュニケーション能力及び指導力の向上を図ります。
○国際理解教育の推進及び充実	・国際社会の一員としての自覚を持つとともに、世界各国の生活や文化を正しく理解させ、それを尊重する態度や共に生きる豊かな心を育みます。 ・中学生国際交流推進事業※（姉妹都市派遣団）をはじめとする姉妹都市との交流を通して、国際理解教育を推進します。 ・式典等で国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するとともに、外国の国旗や国歌に敬意を払うよう指導します。

※グローバル化

社会や経済の動きが、国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

※学校支援ボランティア

教員が子どもと向き合う時間を拡充するため、また、子どもたちの豊かな成長のため、地域の方々が自分の知識や特技を生かして行う幼稚園、小・中学校でのボランティア活動。【詳細は巻末用語集参照】

※中学生国際交流推進事業

姉妹都市交流の一環として、中学生と引率教員からなる派遣団を、オーストラリアのバララット市へ派遣し、ホームステイ、学校訪問等を通して交流活動を行う事業。

⑨時代の変化に対応する教育の推進

主な取組	
ア　主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の促進	
○主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善	・観察・実験、調査・研究、発表、討論などの体験的・問題解決的な学習を取り入れ、思考力、判断力、表現力などを育むとともに、「活用する力」を身に付けられるよう、学習指導の工夫・改善を図ります。 ・児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動や相互意見交流などを計画的に取り入れて、主体的に学習に取り組む態度を育成します。
イ　環境や資源・エネルギーに関する教育の推進	
○より良い環境の創造に向けた実践力の育成	・環境に関する科学的理解を深め、環境保全に向けた人間の責任と役割を果たそうとする実践力を養います。 ・身近な地域の環境問題から地球規模の問題まで、幅広く関心を持ち、発達段階に応じて理解を深めるよう指導します。また、問題を解決していこうとする実践的態度を、家庭や地域と連携して育成します。 ・学校里山林活動などの様々な体験活動を通して、自然に親しみ、その仕組みを学び、自然の恵みに感謝する心や畏敬の念（おそれ、敬う気持ち）を育てるなど、環境に対する豊かな感受性を育みます。
ウ　主権者教育	
○主権者教育の推進	・民主主義社会における主権者として、適切に行動するための基礎を養う主権者教育に取り組みます。 ・自らの権利を守り、行使することや、他者の権利を尊重することについて、児童生徒の理解を深めます。
○消費者教育の推進	・消費者としてより安全で安心な生活を営むための基礎を養う消費者教育に取り組みます。
エ　社会的な諸課題に対応する教育の推進	
○福祉の心を育て理解を深めるための福祉体験活動の充実	・高齢者や障がいのある人との交流などを通して、思いやりの心や共に生きる心、他者を尊重する態度を育てます。 ・車いす体験などの活動、奉仕活動やボランティア活動などへの参加を通して、福祉に対する理解を深めます。
○多文化共生の教育※環境の整備	・日本語を母語としない子どもの受け入れのために必要な知識・技術を教職員が身に付けられるよう、必要な研修などを実施するとともに、日本語指導に必要な支援体制の確保に努めます。 ・異なる文化を認め合い、共に活動する多文化共生の考え方について、子どもや保護者の理解促進を図ります。

※多文化共生の教育

日本の子どもたちが多様な文化を学ぶとともに、外国につながる子どもたちが自分のルーツの文化を学び、他者の違いを共に認めて尊重するための教育のこと。

⑩教職員の資質能力の向上と勤務時間の適正化

主な取組	
ア　学校経営・カリキュラム・マネジメントの体制整備	
○学校経営の改善とカリキュラム・マネジメント※の推進	・学校教育目標の実現と主体的・対話的で深い学びの促進に向け、児童生徒や地域の実情などを踏まえ、教科横断的な視点で、教育内容を組織的に配列し、教育課程を実施・評価して改善を図る「ＰＤＣＡサイクル」の確立を目指します。 ・校園長のリーダーシップの下、組織的・機能的に運営され、子どもや地域の実態に応じた特色ある教育活動を進めます。 ・学校・園の管理職に対して、適正な経営に向けた助言などの支援を行うために、町独自に配置した学校教育指導員※による学校・園経営等への支援を行います。
イ　教職員研修の充実	
○教職員の使命感と高い倫理観の保持	・教職員が使命感と高い倫理観を持ち、自らを厳しく律し、社会的に信頼されるよう、各種の研修等を通じた取組を推進します。 ・セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどがなく、一人一人が意欲を持って教育活動に当たれるよう教職員協働の職場環境づくりを進めます。
○専門性と実践的指導力及び授業力（保育力）の向上	・専門性を高めるため、各種研修や町教育支援センターの研修講座の充実を図ります。また、教育研究調査活動の支援を行い、教職員の自発的な研鑽を促進します。 ・子どもに「分かる授業（保育）」を保障するため、専門の講師を招いて学校・園内の授業（保育）改善研修会を開催するなど、指導方法の工夫・改善に取り組みます。 ・学習指導要領に基づいて校内授業研究会を充実させるなど、学校・園全体の取組として指導方法の工夫・改善に努め、「授業力（保育力）」を高める取組を推進します。 ・高い専門性と協働性を有する教職員集団の形成に向け、若手教員や臨時的任用教員の指導力向上や、ミドルリーダー（中堅教員）の育成に取り組みます。 ・ベテラン教職員の豊富な知識や経験を伝えられるよう工夫するなど、学校・園において教職員が互いに学び合う環境づくりを推進します。

※カリキュラム・マネジメント

教科等横断的な学習の充実や「主体的・対話的で深い学び」の充実に向け、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ること。【詳細は巻末用語集参照】

※学校教育指導員

学校・園の管理職に対して、適正な学校・園の経営に向けた助言を行ったり、若手教員に対して授業づくりの指導を行うために町独自に配置した指導員。

主な取組	
ウ　教職員の心身の健康の管理	
○教職員の心身の健康の維持・増進	・校内で定期的に安全衛生委員会を開催し、産業医による指導を受けることによって、教職員の健康維持・増進を図る取組を推進します。 ・教職員を対象としたメンタルヘルス相談や心理カウンセリングの充実、ストレスチェックの定期実施など、教職員のメンタルヘルスの維持・増進を図ります。
エ　教職員の勤務時間の適正化の推進	
○勤務時間の適正化の推進	・「教職員の勤務時間適正化推進プラン※」に取り組み、効率的な学校運営に努めます。 ・全教職員への校務用コンピュータの貸与、校内のネットワーク整備、校務の効率化を図るための校務支援システムの導入により、教職員の業務の効率化を進めます。

※教職員の勤務時間適正化推進プラン

児童生徒と向き合う時間の確保と、ワーク・ライフ・バランス※の実現に向けて、教職員の勤務時間の適正化を目指して、兵庫県教育委員会が平成 29 年４月に策定した計画。【詳細は巻末用語集参照】

※ワーク・ライフ・バランス

仕事（ワーク）と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動などの仕事以外の生活（ライフ）とのバランスを取ること。

教職員の勤務時間の適正化

平成28年度の兵庫県の調査では、県内の公立学校の教職員の平日１日当たりの残業時間は、約３時間で、４年前の調査とほとんど違いはありませんでした。猪名川町においても、ほぼ同様の結果となっており、教職員の勤務時間の適正化と子どもと関わる時間の確保が課題となっています。猪名川町では、平成 30 年度より、平日 19 時以降と休日の学校への電話を自動音声対応とするなど、教職員の負担軽減を進めています。

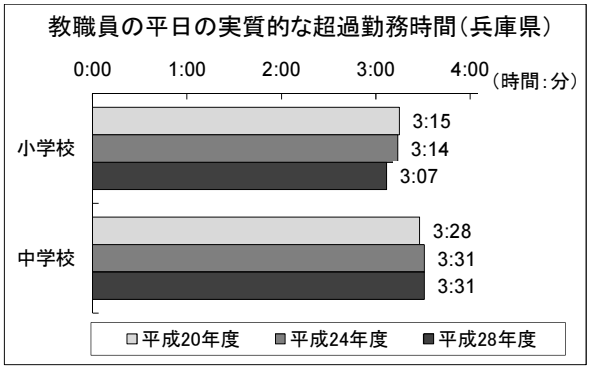

基本目標Ⅱ　子どもの学びと成長を支え、大人も共に育つ教育の推進

⑪学校・家庭・地域が協働する教育の推進

主な取組	
ア　コミュニティ・スクールなど地域と共にある学校づくりの推進	
○コミュニティ・スクール※の導入	・保護者や地域住民の意見を学校運営に直接反映させ、学校・保護者・地域・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことを目指す「コミュニティ・スクール」の導入について研究を進めます。 ・「コミュニティ・スクール」先進地の視察や研修会の実施を通して、導入に向けた環境整備を進めます。
○地域に信頼される、開かれた学校・園づくりの推進	・学校と保護者や地域の人々とが教育目標や指導計画、教育活動の内容・成果を共有できるよう取り組みます。 ・地域学校協働活動推進事業※などを活用し、学校・園と保護者・地域がそれぞれの適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して創意工夫のある教育活動を進めます。 ・学校支援ボランティアや部活動指導員、学習サポーターなどの外部人材の積極的な活用を含め、専門的な知識・技能を有する個人や団体を講師やゲストティーチャーに招くなど、住民参画の教育活動を進めます。 ・学校・園通信の発行、ホームページの定期的な更新などを通して、積極的に教育活動を公開し情報提供を行います。 ・地域の人も参加できるオープン参観を実施します。

※コミュニティ・スクール

平成 16 年 9 月から、新しい公立学校運営の仕組みとして導入された制度。学校の課題解決や教育目標の実現に向けて、学校や保護者、地域住民が情報共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」のために、連携・協働して取り組むシステム。【詳細は巻末用語集参照】

※地域学校協働活動推進事業

地域住民から児童生徒の学習のサポートや環境整備等を行っていただける方を募り、学校の求めに応じて学校支援ボランティアとして派遣する事業。【詳細は巻末用語集参照】

主な取組	
イ　学校評価制度※の充実	
○学校（園）評議員制度※・学校評価の効果的な活用	・学校（園）評議員制度を活用し、保護者・地域に学校・園運営の状況を説明し、意見や支援を得ながら教育活動の充実に努めます ・学校評価の結果を活用して「ＰＤＣＡサイクル」により学校・園運営の改善などに取り組みます。
ウ　地域学校協働活動の充実	
○学校・園と家庭・地域との連携強化	・保護者・地域に対して、教育活動について積極的に情報提供するとともに、オープンスクール※の実施や専門的な知識・技能を持った学校支援ボランティア等の活用など、学校・園が核となった地域ぐるみの教育を推進します。 ・地域の文化行事や伝統行事、ボランティア活動などに取り組むことにより、地域の人々と協力し合う場を設けるなど、子どもと地域とのつながりを深め、感謝の心や「ふるさと猪名川」への愛着心を育てます。 ・学校支援ボランティアの登録者数の拡充に取り組むとともに、地域コーディネーターによる学校のニーズとボランティアのマッチングを進めます。 ・学校支援ボランティアの資質向上のための研修を行います。
○放課後事業の充実	・「いなぼう学習タイム※」（学習サポーターの活用による放課後学習）を実施します。 ・共働き世帯の増加によるニーズの増大を踏まえ、放課後留守家庭児童育成事業※を継続します。 ・学校・家庭・地域の連携協力推進事業「放課後子ども教室※」の展開による、放課後の体験活動の充実を図ります。

※学校評価制度

各学校が、組織的、継続的な改善を図ること等を目的に行う評価。【詳細は巻末用語集参照】

※学校（園）評議員制度

学校・園運営等について保護者や地域の方々の意見を幅広く校園長が聞くための制度。【詳細は巻末用語集参照】

※オープンスクール

保護者や地域の人が学校・園の様子を参観することができる取組。

※いなぼう学習タイム

「学習サポーター」として地域人材を活用した放課後学習において適切な学習支援を行う取組。【詳細は巻末用語集参照】

※放課後留守家庭児童育成事業

昼家庭において適切な保育を受けることができない小学生の健全な育成を図る取組。【詳細は巻末用語集参照】

※放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、放課後や週末等における子どもの居場所づくりと、様々な体験活動や地域住民との交流活動を行う事業。

⑫教育環境の整備・充実

主な取組	
ア　適正な教育環境の整備	
○学校施設・設備の適正な管理	・学校・園の施設整備を総合的・計画的に行います。 ・新学習指導要領に対応した設備・教材を確保します。
○心安らぐ教育環境の整備	・学校・園全体が教育の場としてふさわしい心安らぐ環境となるよう、美化、緑化などに努めます。 ・子どもに清掃の意義を理解させながら、美化意識を高めて清掃をはじめとする美化活動などに取り組みます。
○幼稚園・小学校・中学校における完全給食の実施	・幼稚園から中学校までの完全給食を引き続き実施します。 ・食物アレルギー除去食に対応した給食の提供を行うとともに、学校・園での食物アレルギー研修などを充実させます。 ・安心・安全で新鮮な食材の利用のため、学校給食における地産地消を促進します。
イ　学校図書館の整備・充実	
○学校図書館図書の計画的な整備	・計画的に整備を行い、魅力的な学校図書館づくりを進めます。
ウ　子どもの貧困対策の推進	
○教育機会の均等のための各種施策の実施	・要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業※を実施し、就学のための費用の一部を支援します。 ・特別支援教育就学奨励事業※を実施し、小・中学校の特別支援学級への就学における保護者の経済的な負担の軽減に努めます。 ・高等学校・大学等に入学する人、在学している人を対象として、入学費、就学費、通学費、留学費を貸与する町独自の奨学金事業を継続します。 ・経済的な事由などにより、保育料・通園バス使用料を納めることが困難な家庭を対象として、幼稚園保育料などの減免を行います。

※就学援助事業

経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者の方に、学校で必要な費用の一部を援助する制度。

※特別支援教育就学奨励事業

障がいのある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて援助する制度。

⑬子どもの安心・安全の確保と青少年健全育成の推進

主な取組	
ア　安全教育の推進	
○安全教育の充実と自らを守る能力の向上	・危険予測学習を進め、家庭や地域との連携を深めながら安全教育の充実に努めます。 ・子どもが自らの命を守るための実践的対処法を身に付けられるよう、防犯ブザーの携行を徹底させるとともに、防犯訓練、交通安全教室、ＣＡＰ（キャップ）講習会※などを実施します。また、発達段階に応じてＡＥＤ※を含めた心肺蘇生法の講習を実施します。
イ　学校の危機管理体制の整備・充実	
○危機管理・学校安全機能の向上	・学校支援ボランティア等の参画による登下校の安全の確保に努めます。 ・保護者、地域、警察などの関係機関との連携を密にし、子どもの安全と命を守るネットワークの構築に努めます。また、町内全学校・園における不審者情報を共有します。 ・外来者への対応については、「学校・園における安全・防犯対策の指針」及び「外来者への対応マニュアル」に新しい視点を取り入れて見直すとともに、全職員に徹底します。 ・不審者侵入対応訓練などを行い、緊急時における教職員の対応の技能を高めます。 ・全学校・園にＡＥＤを設置するとともに、全教職員に普通救命講習受講を義務付けます。 ・猪名川町学校教育情報セキュリティ・ポリシー（猪名川町学校教育情報セキュリティ基本方針及び対策基準）を遵守します。 ・安全な学習環境、生活環境を確保するため、定期的かつ日常的に施設・設備の点検を行います。

※ＣＡＰ（キャップ）講習会

子どもが様々な暴力（いじめ・虐待・誘拐・性暴力）から自分の心と体を守るための教育プログラム。

※ＡＥＤ（自動体外式除細動器：Automated External Defibrillator）

けいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。【詳細は巻末用語集参照】

主な取組	
ウ　防災教育の推進	
○防災教育の充実	・防災教育の推進に当たっては、推進委員会・係などを校（園）務分掌に位置付けるとともに、子どもの発達段階や地域の特性に応じて計画的・継続的に行い、緊急時にも適切に対応できる実践的な態度や能力の育成に努めます。 ・地域住民や保護者、関係機関と連携し、効果的な防災訓練を実施します。 ・『明日に生きる（小・中学校用)』『あしたもあそぼうね（幼稚園用)』や、町が作成した『猪名川町防災マップ（北部版・南部版)』などを活用して、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を語り継ぐとともに、地震、津波、豪雨、洪水などの自然災害から自らの生命を守る能力や共生の心を育成します。 ・防災体制のあり方、心のケアなどについて専門機関等との連携を密にするとともに、教職員が主体的に防災に関する研修に取り組めるよう研修内容や実施方法の工夫・改善に努めます。
○防災体制の充実を図る	・子どもの安全を確保し、予想される危険や避難方法などについて的確な指示・指導ができるよう、「学校防災マニュアル」を見直すとともに、教職員の共通理解を図ります。 ・災害時に避難所となる学校・園の役割について、新しい視点を取り入れて見直すとともに、「猪名川町避難所運営マニュアル」を活用し、教職員の組織・配置や対応手順について共通理解を図ります。
エ　家庭・地域・関係機関と連携した啓発活動の支援	
○家庭・地域・関係機関との連携	・保護者・地域の協力による通学路の点検の実施や、保護者との危険箇所の情報共有及び関係機関との調整を行います。 ・防災や緊急情報をＥメールで発信する「いなぼうネット」の周知と登録を進め、家庭・地域との情報共有を進めます。

主な取組	
オ　青少年指導員を中心とした青少年非行防止活動の推進	
○青少年非行防止活動と防犯活動の推進	・青少年関係団体の活動・事業を支援するとともに、家庭・学校・地域との連携協力や情報交換を推進します。 ・警察等との連携による研修会を実施し、意見交換の場の提供に努めます。 ・青少年指導員を中心としたパトロールを実施し、青少年非行防止活動を推進します。 ・地域との連携による「１１０番のおうち※」等の推進や、関係機関・団体に対する不審者情報の迅速な情報提供に努め、地域全体で子どもの安全を守る取組を進めます。

※１１０番のおうち

地域ぐるみで子どもの安全を守るため、通学路や公園周辺などで子どもが被害に遭いそうになったときに、助けを求めてかけ込める場所。【詳細は巻末用語集参照】

消防体験

猪名川町防災マップ

⑭家庭の教育力向上の支援

主な取組	
ア　ＰＴＡ活動の支援	
○ＰＴＡ活動の支援	・会員相互の研修やＰＴＡ広報の発行などを通じて、学校教育及び家庭教育への理解を深め、子どもの生活向上や環境改善の取組を充実させます。
イ　子育て支援の充実	
○子育て支援の充実	・子育て支援センターとの連携を強化し、保護者に対する子育て情報の発信や学習機会の提供、子育て相談の充実等を図ります。 ・幼稚園が関係機関との連携により、地域の子育て支援の核として機能するよう取り組みます。 ・要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携を進め、児童虐待の早期発見・早期対応等を徹底します。
ウ　相談支援の充実	
○教育相談の充実	・子育ての不安や子どもの育ちに関する悩みを抱える家庭に対して、必要な情報提供や関係機関への橋渡しなど、不安や悩みを解消できるよう支援します。 ・町教育支援センターで教育相談（面接相談・電話相談）を実施し、不登校をはじめとする様々な相談に対応します。
エ　教育情報の発信	
○家庭・地域の理解促進	・子どもが活力ある生活を送れるよう、基本的な生活習慣・学習習慣の確立やスマートフォン利用のルール作りなどに関する情報提供を進め、保護者・地域の理解促進に取り組みます。 ・中学生の自宅等で積極的に「いなぼうチャレンジオンライン学習」の活用が図られるよう、生徒への指導と保護者への啓発を行います。

基本目標Ⅲ　生涯にわたる学びの支援と健康長寿を支えるスポーツの推進

⑮生涯学習活動の支援

主な取組	
ア　生涯にわたる学習の機会と場の提供	
○住民ニーズや地域課題を反映した学習機会の提供	・社会教育委員の会の開催などを通じ、住民の意見を反映した公民館運営に努めます。 ・各種公民館講座や生涯学習カレッジ「リバグレス猪名川」※の開催など、住民ニーズを踏まえた学習機会の提供を行います。 ・人権、環境、健康、まちづくりなど、地域の課題に取り組む学習機会の提供に努めます。
イ　学ぶ人同士の交流の支援	
○学習を通じた交流の促進	・主催講座等を通じた自主学習グループの育成を進め、継続的に学習・交流する地域のつながりの充実を図ります。 ・学習活動を通じた地域交流や世代間交流が促進されるよう、生涯学習への子ども・若者や子育て世代の参加促進を図ります。
ウ　住民主体の学習活動・地域づくりの支援	
○学習成果を生かした地域活動の活性化	・学習活動を通じて、地域住民や各種団体の優れた知識や技能を有する人材を指導者として発掘し、住民主体の学習活動の活性化を図ります。 ・各種講座での講師や学校ボランティアでの活躍など、学習成果や専門的な知識・技能を生かせる場を提供し、地域への還元を図ります。
○公民館登録グループ等の支援	・公民館登録グループ連絡協議会を支援し、相互の交流と活動の活性化を図ります。 ・公民館登録グループ連絡協議会に加盟する団体の施設の利用促進、グループ活動のＰＲ、公民館フェスタ開催の支援などを行います。 ・「公民館だより」の発行や町広報・町ホームページによる情報発信により、公民館事業や各種団体の活動の情報を提供します。

※生涯学習カレッジ「リバグレス猪名川」

市民の学習・交流の場として、毎年受講生を募集し、年間を通じて共通のテーマで実施される生涯学習講座。

主な取組	
エ　図書館サービスの充実	
○多様な学習ニーズへの対応と課題解決の支援	・住民のニーズに合った資料や地域・行政資料の収集整備と、迅速な提供を行います。 ・予約サービス、レファレンス（調査相談）※窓口の設置、他の図書館や各種専門機関との連携などを通じ、利便性の向上と利用者の課題解決につながる資料提供の充実を図ります。 ・時節に即した資料展示や図書館報・図書館ホームページによる情報発信、読書啓発行事の実施など、積極的な情報発信や読書関連行事の実施に努めます。 ・図書館協議会の開催や各種ボランティアとの連携など、住民の意見を反映した図書館サービスに努めます。
○誰もが図書館サービスを利用できる環境整備	・日生図書室の充実、移動図書館の運行や配本サービスの実施など、利用実績を踏まえた町内全域サービスを図ります。 ・図書館ホームページからの図書館情報の配信や、インターネットでの蔵書検索、予約サービスを実施します。 ・対面朗読サービス、大活字本や朗読ＣＤの貸し出し、デイジー※や磁気ループ※などの補助器の提供など、関係部署やボランティアと連携したサービスを充実させます。
○子どもの読書活動の支援	・児童書の充実、子ども向け行事の開催、保健センターでの読み聞かせや絵本紹介冊子の配付、子ども向け図書館報の発行など、子どもが読書に親しむ機会の提供と啓発に努めます。 ・学校図書担当者会への参加や学習テーマに応じた資料の検索や情報提供、必要な資料の団体貸し出し・配本など、学校との連携を強化し、読書や学習の支援に努めます。

※レファレンス（調査相談）

利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供の手助けなどを行うこと。

※デイジー（DAISY）

Digital Accessible Information System の略で、視覚障がいなどで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格。

※磁気ループ

聴覚障がい者用の補聴器を補助する放送設備。

⑯芸術・文化の振興と支援

主な取組	
ア　芸術・文化に触れる機会の提供	
○幅広い世代が芸術・文化に触れる機会の提供	・幼児から高齢者まで、幅広い世代を対象にした鑑賞型事業や普及参加型事業を実施します。 ・芸術・文化事業について、新聞折り込み、町広報、町ホームページ、ミニコミ誌、駅貼り・ポスターの掲示など幅広く情報発信し、周知を進めます。 ・アンケートなどによる住民ニーズの把握を行い、自主公演目標管理計画に基づく多種多様な事業を計画的に実施します。
イ　芸術文化団体の育成と活動支援	
○芸術文化団体の育成・支援と芸術文化活動の活性化	・猪名川町文化協会が町芸術文化推進の柱となり、自主的な運営や活動を進められるよう、活動補助、施設の利用促進、自主事業の合同開催などの支援・連携を推進します。 ・文化関係団体以外の各種団体との連携促進と、芸術文化の推進による地域活性化を目的として、文化協会を主体とする町展実行委員会を組織し、町展を実施します。

猪名川町展の様子

⑰生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の支援

主な取組	
ア　生涯スポーツの普及啓発	
○誰もが気軽にスポーツに取り組める環境づくり	・スポーツ推進委員の派遣と指導、スポーツ教室などの開催、スポーツ施設の整備などを通して、誰もが気軽にスポーツに参加し、健康増進を図ることのできる機会の提供に努めます。
イ　スポーツ・レクリエーションの指導者や団体の育成	
○各種団体や指導者の育成	・小学校区単位で、地域の人々が組織する「スポーツクラブ21※」の活動を啓発・支援し、スポーツを通じた健康づくりや地域交流を促進します。 ・町スポーツ推進の柱となる体育協会への活動補助や施設利用促進を行い、活動の拡大と活性化を図ります。 ・体育協会への委託によるスポーツ教室、スポーツリーダー講習会、野外活動指導者養成講座を実施し、各種団体の技術の向上を支援し、指導者や後継者の育成に努めます。
ウ　競技スポーツの振興	
○競技人口の拡大と活動優秀者の支援	・体育協会などの競技スポーツ団体を支援するとともに、各種スポーツ教室の開催、スポーツ活動優秀者に対する助成などを行い、各競技の普及と競技人口の拡大に努めます。 ・町広報や町ホームページで、スポーツ団体や各種スポーツ教室などに関する情報提供を行うとともに、上位大会出場者や特に際立った活動についてＰＲを行い、活動意欲のさらなる向上に努めます。

※スポーツクラブ21

兵庫県では、地域住民が気軽にスポーツや文化活動を楽しみ、交流を深める場所として、小学校区ごとに設置している。【詳細は巻末用語集参照】

多田銀銅山遺跡 青木間歩

⑱文化財の保存・活用と継承

主な取組	
ア　文化財の保存・活用と整備の推進	
○町内に点在する文化遺産の調査と保存・保護	・史跡多田銀銅山遺跡保存活用計画に基づき、より具体的な活用方法を計画するための整備基本計画を策定するとともに、企画展や講演会などの実施や先進地事例の調査・研究を進め、町内外に周知するとともに、地域住民と連携した今後の保存・活用について検討します。 ・町内の点在する文化財について調査し、指定文化財所有者及び管理者に対しての補助や後世に引き継ぐための支援を行います。 ・文化財の継承の方法について、所有者及び管理者の意見を聴取しながら検討します。
イ　歴史文化の情報発信と郷土愛の育成	
○歴史文化の情報発信と郷土愛の育成	・地域住民向けの歴史や文化財調査成果に関する各種講座・報告会の実施、伝統行事に親しむ機会の提供、指定文化財のＰＲ、「ひょうごヘリテージマンス※」への参加などを通じ、町内に所在する文化財の積極的な啓発を行い、郷土歴史の魅力を情報発信するとともに、郷土愛の育成を図ります。
○町の歴史資料や文化財等の効果的な展示・紹介	・ふるさと館や悠久の館での一部展示替えや、悠久の館での企画展の実施により、町の歴史資料や文化財などを効果的に紹介します。 ・静思館の適正運営と利用促進に向けたＰＲに努めます。 ・町内小学校を対象とした国史跡多田銀銅山遺跡への社会見学を支援します。
ウ　伝統行事を継承していくための支援	
○伝統行事の継承の支援	・担い手不足により、継承が困難になりつつある伝統行事を後世に受け継ぐための支援に努めます。

※ひょうごヘリテージマンス（文化財月間）

地域の文化財について、多くの人が知り、身近な存在として捉えてられるよう、毎年 10 月～11 月を「ひょうごヘリテージマンス」とし、県内各地で文化財の一斉公開や、文化財を活かしたイベント等を実施する取組。

⑲生涯学習・スポーツ関連施設の整備

主な取組	
ア　利用しやすい施設整備と適切な維持管理	
○学習・文化施設の適正な管理運営	・施設や設備の計画的な維持管理、修繕に努めます。 ・各分野の利用に応じた適切な管理運営を行います。
○スポーツ施設の整備・運営	・スポーツ施設として誰もが安全に利用できるよう、施設の改修・整備を進めます。 ・指定管理者の施設管理により、民間企業の専門性を活かし住民サービスの向上を図ります。
イ　学校の空き教室を活用した生涯学習施設整備の研究	
○学校の空き教室の有効活用に向けた調査研究	・学校ごとの児童生徒数の予測から、将来的な空き教室の発生について状況の把握を進めます。 ・学校の空き教室を活用した生涯学習施設整備や地域連携の取組について、先進自治体の事例の調査研究を進めます。

静思館

文化体育館

生涯学習センター

第５章　計画の推進

1　計画の推進体制

本計画は、町教育委員会、学校及び町が一体となって推進するものであり、住民・地域・関係機関との連携・協力の下、取組の充実を図ります。

2　進捗状況の点検・評価

本計画の進捗状況については、毎年度「点検・評価」を実施し各事業の見直しを行います。点検・評価の結果は、本町の教育に対する関心を高め、住民の参画につながるよう「教育委員会点検・評価報告書」として適切に公表します。

3　評価指標

本計画の着実な推進に向け、本計画の進捗状況や成果と課題を評価するための指標として、基本目標ごとに評価指標と目標値を定めます。

基本目標Ⅰ　縦の接続・横の連携による質の高い学校教育の推進

施　策	指　標	現状値 （平成 29 年度）	目標値 （平成 35 年度 （2024 年 3 月））
①確かな学力を培う教育の推進―いなぼう学力アッププラン―	授業の最後に学習内容を振り返る活動をよく行っていたと思う児童生徒の割合	小学校：62.5% 中学校：55.8%	小学校：85.0% 中学校：80.0%
	自分たちで立てた課題に対して自ら考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合	小学校：68.5% 中学校：68.0%	小学校：80.0% 中学校：80.0%
	学校図書館の年間１人当たりの貸し出し冊数	小学校：30.7 冊 中学校：　9.5 冊	小学校：36 冊 中学校：15 冊
②豊かな心と志を育む教育の推進	人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	小学校：93.4% 中学校：92.4%	小学校：98.0% 中学校：95.0%
	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学校：86.3% 中学校：74.7%	小学校：90.0% 中学校：80.0%
③健やかな体を培う教育の推進	体力テストにおける町立小学校４年生の持久力（20ｍシャトルラン）の平均値	男子：44.4 回 女子：30.7 回	男子：50.0 回 女子：35.0 回
	朝食を毎日食べている児童生徒の割合	小学校：98.1% 中学校：95.4%	小学校：99.0% 中学校：99.0%

施　策	指　標	現状値 （平成 29 年度）	目標値 （平成 35 年度 （2024 年 3 月））
④いじめ・不登校の対応	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	小学校：94.2% 中学校：95.7%	小学校：100.0% 中学校：100.0%
	不登校児童生徒の出現率(1000 人当たり)	小学校：0.68% 中学校：3.86%	小学校：0.3% 中学校：2.5%
⑤特別支援教育の充実	配慮を要する児童生徒の中で個別の教育支援計画を作成されている児童生徒の割合	小学校：79.8% 中学校：90.0%	小学校：95.0% 中学校：95.0%
	個別の支援の方法を校内特別支援教育委員会で協議されている児童生徒の割合（通常の学級に在籍している発達障がいの可能性のある児童生徒の割合は 6.5%と言われている）	小学校：8.2% 中学校：8.8%	小学校：8.4% 中学校：9.0%
⑥幼児教育の充実	幼児の発達に応じた活動を工夫していると感じている保護者の割合	86.6%	90.0%
	子育て支援活動（いなぼう広場）に参加した未就園児の割合（1～3 歳）	21.5%	25.0%
⑦人権尊重の生き方の基礎を培う教育の推進	友達と話し合うとき、友達の考えを受け止めて、自分の考えを持つことができていると思う児童生徒の割合	小学校：86.6% 中学校：89.0%	小学校：95.0% 中学校：95.0%
	先生が自分の良いところを認めてくれていると思う児童生徒の割合	小学校：75.9% 中学校：74.4%	小学校：90.0% 中学校：90.0%
⑧グローバル化に対応する教育の推進	外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う児童生徒の割合	小学校：65.5% 中学校：66.2%	小学校：75.0% 中学校：75.0%
	今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	小学校：69.8% 中学校：58.6%	小学校：75.0% 中学校：65.0%
⑨時代の変化に対応する教育の推進	自分たちで立てた課題の解決に向けて情報を集め、話し合って整理し、発表する活動に取り組んでいたと思う児童生徒の割合	小学校：63.9% 中学校：61.3%	小学校：80.0% 中学校：80.0%
	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある児童生徒の割合	小学校：59.5% 中学校：63.1%	小学校：70.0% 中学校：75.0%
⑩教職員の資質能力の向上と勤務時間の適正化	先生はわかるまで教えてくれると思う児童生徒の割合	小学校：87.6% 中学校：70.1%	小学校：90.0% 中学校：85.0%
	時間外勤務が 60 時間を超えない教職員の割合	小学校：81.4% 中学校：45.6% （H30.2.11～3.10 の 1 か月の平均）	小学校：90.0% 中学校：60.0%

基本目標Ⅱ　子どもの学びと成長を支え、大人も共に育つ教育の推進

施　策	指　標	現状値 （平成 29 年度）	目標値 （平成 35 年度 （2024 年 3 月））
⑪学校・家庭・地域が協働する教育の推進	地域の大人（学校や塾・習い事の先生を除く）に勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んだりすることがある児童生徒の割合	小学校：47.4% 中学校：27.8%	小学校：60.0% 中学校：40.0%
	学校支援ボランティア活動の登録人数	949 人	1,000 人
⑫教育環境の整備・充実	学校図書館の対図書標準達成率※が100%を超える学校数	小学校：2 校 中学校：2 校	小学校：6 校 中学校：3 校
	学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合	小学校：87.6% 中学校：81.4%	小学校：90.5% 中学校：90.0%
⑬子どもの安心・安全の確保と青少年健全育成の推進	児童生徒の防犯ブザーの携行率	小学校：92.1% 中学校：92.0%	小学校：95.0% 中学校：95.0%
	「110 番のおうち」の登録件数	450 件	470 件
⑭家庭の教育力向上の支援	学校の授業時間以外に普段（月～金曜日）30 分以上勉強をしている（塾を含む）児童・生徒の割合	小学校：82.2% 中学校：83.2%	小学校：95.0% 中学校:100.0%
	家庭で学校での出来事を話す児童生徒の割合	小学校：77.8% 中学校：73.8%	小学校：85.0% 中学校：80.0%

※対図書標準達成率

文部科学省が、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、学校の学級数に応じて定めた「学校図書館図書標準」で定められた蔵書数を 100 としたときの、各学校の蔵書数の割合。

森林ボランティアによる体験学習

基本目標Ⅲ　生涯にわたる学びの支援と健康長寿を支えるスポーツの推進

施　策	指　標	現状値 （平成 29 年度）	目標値 （平成 35 年度 （2024 年 3 月））
⑮生涯学習活動の支援	図書館利用登録者 1 人当たりの貸出冊数（町内在住者のみ）	11.8 冊	12.5 冊
	公民館登録グループ会員数	976 人	1,000 人
	公民館総利用者数	88,420 人	90,000 人
	公民館講座開設数	19 回	20 回
	生涯学習カレッジ「リバグレス猪名川」延べ受講者数	645 人	700 人
⑯芸術・文化の振興と支援	自主事業平均集客率	72.9%	80%
	猪名川町展応募点数	172 点	200 点
⑰生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の支援	住民運動会参加者数	2,000 人	2,500 人
	スポーツクラブ 21 会員数	8,987 人	10,000 人
	体育施設利用者数	248,102 人	300,000 人
	スポーツ活動優秀者助成者数	51 人	100 人
⑱文化財の保存・活用と継承	静思館入館者数	5,339 人	6,000 人
	多田銀銅山悠久の館入館者数	15,269 人	17,000 人
	企画展・講演会延べ参加者数	5,425 人	6,000 人
⑲生涯学習・スポーツ関連施設の整備	スポーツ施設スクール数	15 教室	20 教室
	スポーツ施設スクール延べ参加者数	18,668 人	20,000 人

資料編

1 猪名川町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成２９年５月１８日
教育委員会要綱第５号

（目的）

第１条　猪名川町の教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的推進を図ることを目的とした猪名川町教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、猪名川町教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　策定委員会は、前条の目的を達成するため、調査及び検討を行い、基本計画の案を猪名川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

（組織）

第３条　策定委員会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者及び一般公募による住民から教育委員会が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　関係団体の代表

(3)　保護者の代表

(4)　学校園関係者

(5)　その他教育委員会が必要と認める者

３　委員会には、意見参考人として、町職員を置く事ができる。必要に応じて策定委員会に出席し、意見等を述べることができるが、議決権はないものとする。

（任期）

第４条　委員の任期は、教育委員会が基本計画を策定する日までとする。

２　委員が欠けた時は、必要に応じて委員を補充することができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　策定委員会には、委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　策定委員会の会議は、公開とする。ただし、必要に応じ、策定委員会の決定により会議を非公開とすることができる。

５　策定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第７条　策定委員会の庶務は、教育委員会教育振興課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り決定する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（委員召集）

２　この要綱の施行後最初の策定委員会は、第６条第１項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

2 猪名川町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

No.	選出区分	所属等	氏名	備考
1	学識経験者	関西大学文学部　教授	広 瀬　　義 徳	委員長
2	関係団体	町社会教育委員の会	鈴　木　　摂	平成 30 年３月まで
3		町スポーツ推進委員会	浅　野　　全	
4		町文化協会	辻 口　　広 美	副委員長
5		町人権同和教育研究協議会	多 田　　千 景	
6		町自治会長連絡協議会	堀 口　　初 恵	平成 30 年３月まで
			頭 司　　正 博	平成 30 年４月から
7		町商工会事務局長	山 田　　慎 太 郎	
8	保護者	町ＰＴＡ連合会	後　　利　彦	
9	学校園関係者	町立中学校代表校長	北 上　　玲 子	
10		町立小学校代表校長	川 西　　栄 治	
11		町立幼稚園代表園長	松 原　　美 香	
12	その他	関西大学大学院	岡 村　　優 努	
13	一般公募	住民	松 元　　一 路	

3 猪名川町教育振興基本計画の策定経過

実施日	会議等	内容
平成 29 年 10 月 24 日（火）	平成 29 年度第７回 教育委員会定例会	○教育振興基本計画策定委員の決定について
平成 29 年 11 月 28 日（火）	平成 29 年度第９回 教育委員会協議会	○第１回教育振興基本計画策定委員会について
平成 29 年 11 月 29 日（水）	第１回教育振興基本 計画策定委員会	○委員長及び副委員長選任 ○計画の策定について ○計画の構成について ○猪名川町の教育の現状について ○計画の基本理念について
平成 30 年１月 16 日（火）	平成 29 年度第 11 回 教育委員会協議会	○第１回教育振興基本計画策定委員会について
平成 30 年２月７日（水）	第２回教育振興基本 計画策定委員会	○計画の骨子について ○計画の構成について ○猪名川町の教育の現状について ○計画の基本理念について
平成 30 年２月９日（金）	平成 29 年度第 11 回 教育委員会定例会	○第２回教育振興基本計画策定委員会の結果について
平成 30 年３月 22 日（木）	第３回教育振興基本 計画策定委員会	○計画の素案について（基本目標Ⅰ）
平成 30 年４月 27 日（金）	平成 30 年度第１回 教育委員会協議会	○第３回教育振興基本計画策定委員会の結果について
平成 30 年５月 30 日（水）	第４回教育振興基本 計画策定委員会	○第３回委員会からの変更点について ○計画の素案について（基本目標Ⅱ・Ⅲ）
平成 30 年６月 26 日（火）	平成 30 年度第３回 教育委員会定例会	○第４回教育振興基本計画策定委員会の結果について
平成 30 年７月 30 日（月）	第５回教育振興基本 計画策定委員会	○第４回委員会からの変更点について ○計画の素案について（評価指標・用語集）
平成 30 年８月 28 日（火）	平成 30 年度第４回 教育委員会定例会	○教育振興基本計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について
平成 30 年９月 10 日（月） ～平成 30 年 10 月 14 日(日)	パブリック･コメント の実施	○教育振興基本計画（案）
平成 30 年 11 月 26 日（月）	平成 30 年度第８回 教育委員会定例会	○教育振興基本計画の策定

4 用語集

あ行

◆ＩＣＴ（アイシーティー）（情報通信技術：Information and Communications Technology）

教育用及び校務用のパソコン、電子黒板、実物投影機、タブレットパソコンやインターネットの活用等のための校内ＬＡＮなど、情報・通信に関する機器や技術のこと。

◆いなぼう学習タイム

小・中学校の児童生徒の学力向上に向けて、基礎基本の確実な定着を図るため、「学習サポーター」として地域人材を活用した放課後学習において適切な学習支援を行う取組。

◆いなぼう広場

未就園児とその保護者を対象に、幼稚園を体験するとともに、子育ての悩み相談や仲間づくりの場となることを目的として、公立幼稚園で実施している事業。

◆インクルーシブ教育システム

障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に応える指導が提供できるシステム。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」がある。

◆ＡＥＤ（エーイーディー）（自動体外式除細動器：Automated External Defibrillator）

けいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。平成 16 年７月より医療従事者ではない一般市民でも使用できるようになり、空港、駅、スポーツクラブ、学校、公共施設、企業等、人が多く集まるところを中心に設置されている。

◆ＡＬＴ（エーエルティー）（Assistant Language Teacher）

小・中学校の英語（外国語活動）授業や幼稚園の国際理解教育において指導補助を行う外国人指導助手のこと。小学校における英語の教科化に備え、本町では全中学校へのＡＬＴの配置に加え、新たに平成 29 年度から、全小学校に配置している。

◆ＳＮＳ（エスエヌエス）（ソーシャル・ネットワーキング・サービス：Social Networking Service）

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域等を同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

◆オープンスクール

保護者や地域の人が学校・園の様子を参観することができる取組。

◆オンライン学習

インターネット上に開設された「いなぼうチャレンジ　オンライン学習」のサイトを通じ、パソコンやタブレット端末などを利用して自宅で学習できるシステム。中学生対象。

か行

◆学習到達度調査

平成 18 年度より町内中学校２年生と平成 22 年度より小学校５年生全員を対象に学習到達度及び生活行動・学習活動調査を実施している。分析結果を基に学習の定着度及び生活・学習実体を把握することにより、指導方法の工夫改善を図り児童生徒の学力の向上に努める。

◆学校（園）評議員制度

開かれた特色ある学校園づくりを推進することを目的として、学校・園運営等について保護者や地域の方々の意見を幅広く校園長が聞くための制度。

◆学校教育指導員

学校・園の管理職に対して、適正な学校・園の経営に向けた助言を行ったり、若手教員に対して授業づくりの指導を行うために町独自に配置した指導員。

◆学校支援ボランティア

教員が子どもと向き合う時間を拡充するため、また、子どもたちの豊かな成長のため、地域の方々が自分の知識や特技を生かして行う幼稚園、小・中学校でのボランティア活動。学校のニーズに応じて、学校・園の環境整備、子どもの安全見守り、教職員の教育活動支援などの活動に従事する。

◆学校評価制度

各学校が、自ら教育活動その他の学校運営について、組織的、継続的な改善を図ること等を目的として、以下の実施手法により行う評価。

ア　学校自己評価：各学校の教職員が行う評価

イ　学校関係者評価:保護者、地域住民等の学校関係者等により構成された評価委員会等が、学校自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

ウ　第三者評価：学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価

◆ＣＡＰ（キャップ）講習会

子どもが様々な暴力（いじめ・虐待・誘拐・性暴力）から自分の心と体を守るための教育プログラム。

◆カリキュラム・マネジメント

教科等横断的な学習の充実や「主体的・対話的で深い学び」の充実に向け、単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することができるよう、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ること。

◆キャリア教育

「キャリア」とは、人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねを意味し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア発達」という。

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を「キャリア教育」という。

つまり、子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育。

◆キャリアプランニング

自分の仕事や人生を自分で計画し、実現していくこと。

◆教育支援委員会

障がいのため教育上特別な配慮を要すると思われる幼児児童生徒の就学等を含めて学校教育における教育支援を長期的に推進するため、教育委員会の諮問に応じ、必要な調査・判定等を行う機関。医師・学識経験者・関係機関の教職員・福祉関係職員から組織する。

◆教職員の勤務時間適正化推進プラン

児童生徒と向き合う時間の確保と、ワーク･ライフ･バランスの実現に向けて、教職員の勤務時間の適正化を目指して、兵庫県教育委員会が平成 29 年４月に策定した計画。

【重点的な取り組み】

①「定時退勤日」等の完全実施

「定時退勤日」､「ノー会議デー」「ノー部活デー」の､すべての学校における完全実施を目指す。

②先進事例の積極的活用

先進事例（ＧＨＰ５０　～GOOD PRACTICE in HYOGO 50～）を積極的に活用し、各校の実態に応じた具体的な取り組み目標を設定して実効性が上がる取り組みを推進する。

③組織的な推進体制の構築による教職員の意識改革

すべての学校において､組織体制を確立し､すべての教職員が参画し主体的に取り組むことで、教職員の意識改革を図るとともに、記録簿および従事時間申告表を活用した、自身のタイムマネジメントの確立を推進する。

◆グローバル化

社会や経済の動きが、国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

◆個別の教育支援計画

医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して、特別な支援が必要な幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画で、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うために作成するもの。

◆個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に当該幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだもの。

◆コミュニティ・スクール

平成 16 年 9 月から、新しい公立学校運営の仕組みとして導入された制度。法律に基づく学校運営協議会を設置している学校を指し、学校の課題解決や教育目標の実現に向けて、学校や保護者、地域住民が情報共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」のために、連携・協働して取り組むシステム。コミュニティ・スクールの設置については、学校設置者である教育委員会が決定する。

◆コンプライアンス（法令順守）

法令や規則をよく守ること。法令遵守。企業等における法律や倫理に則った事業活動を指す語として用いられている。

さ行

◆サポートファイル（個人記録簿）

乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関において、支援内容等の情報が共有され、諸手続きの書類作成等がスムーズにできるように、またより良いサポートが受けられるように活用する個人記録簿。

◆磁気ループ

聴覚障がい者用の補聴器を補助する放送設備。

◆就学援助事業

経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者の方に、学校で必要な費用の一部を援助する制度。

◆授業・保育のユニバーサルデザイン化

年齢、性別、障がいの有無等を問わず、あらゆる人々が利用しやすいようにあらかじめ設計する「ユニバーサルデザイン」の考え方を授業に取り入れ、「めあて、見通し、振り返り」をはじめ、授業スタイルの統一を図るなど、すべての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業や指導方法の工夫を全体で共有すること。また、幼稚園においても、同様の視点で、すべての幼児が理解しやすいよう配慮した保育や環境づくりを行っている。

◆巡回相談

専門の相談員が各学校・園を巡回して教員・保護者等に指導・支援内容や方法に関する指導や助言を行うこと。猪名川町においては、川西養護学校自立活動部教育相談担当者と町教育委員会委嘱の巡回相談員が担当している。

◆生涯学習カレッジ「リバグレス猪名川」

市民の学習・交流の場として、毎年受講生を募集し、年間を通じて共通のテーマで実施される生涯学習講座。

◆小１プロブレム

小学校に入学したばかりの１ 年生が、(1)集団行動がとれない(2)授業中に座っていられない(3)先生の話を聞かない、 などと学校生活になじめない状態が続くこと。

◆食育

望ましい食習慣のための知識を身に付けることはもとより、食卓での一家団らんを通じて社会性を学んだり、我が国の食文化を理解したりすることも含む幅広い教育。

◆新学習システム

小・中学校における基礎基本の定着と個性の伸長を図るため、加配教員を配置し、指導体制の構築や指導方法の工夫・改善を図ること。

小学校２～４年生における 35 人学級編成、兵庫型教科担任制、少人数指導、複式学級、英語専科等で実施している。

◆スクールアシスタント

特別な支援を必要とする、通常の学級に在籍する児童生徒に対して支援を行う支援員。

◆スクールカウンセラー

「心の専門家」として、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどの業務に携わる、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者。各小・中学校に配置されている。

◆スクールソーシャルワーカー

特に子どもの家庭環境に起因する問題に取り組むため、社会福祉的な立場から教職員への指導や助言をしたり、保護者のケアをしたりするなど、子どもを取り巻く環境に働き掛けるとともに、関係機関の連携・仲介・調整等に従事する専門家。

◆スポーツクラブ 21

21 世紀を迎え、様々な変化が予想されるこれからの社会において、地域住民が連帯感を高め、スポーツを通して子どもたちの健やかな人間的成長を目指すとともに、自らの健康増進を図っていくことが求められている。兵庫県では、地域住民が気軽にスポーツや文化活動を楽しみ、交流を深める場所として、小学校区ごとに設置している。猪名川町では、平成 15 年度までに全小学校区で設置された。

◆性的マイノリティ

性のあり方が、社会において多数派とされる人とは異なる人のこと。

◆全国学力・学習状況調査

全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として行う。小学校６年生、中学校３年生を対象に国語、算数・数学のそれぞれ「知識」「活用」について学力調査をする（小・中学校の理科は数年に一度、中学校の英語は平成 31 年度より数年に一度実施)。併せて「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査」を行う。平成 19～20 年までは悉皆調査であったが、平成 22 年度から抽出調査方式に切り替えられ、平成 24 年度からは再度悉皆調査となっている。

た行

◆対図書標準達成率

文部科学省が、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、学校の学級数に応じて定めた「学校図書館図書標準」で定められた蔵書数を 100 としたときの、各学校の蔵書数の割合。

◆多文化共生の教育

日本の子どもたちが多様な文化を学ぶとともに、外国につながる子どもたちが自分のルーツの文化を学び、他者の違いを共に認めて尊重するための教育のこと。

◆地域学校協働活動推進事業

教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、地域の教育力を活性化することを目的に、地域住民から児童生徒の学習のサポートや環境整備等を行っていただける方を募り、学校の求めに応じて学校支援ボランティアとして派遣する事業。学校支援地域本部から名称変更。

◆中１ギャップ

中学校入学後に、学習や生活環境、人間関係などの大きな変化を受けて、学校が楽しくなくなったり、勉強についていけなくなってしまったり、不登校などの問題が発生したりしてしまうこと。

◆中学生国際交流推進事業

姉妹都市交流の一環として、中学生と引率教員からなる派遣団を、オーストラリアのバララット市へ派遣し、ホームステイ、学校訪問等を通して交流活動を行う事業。

◆通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍していて、ＬＤ・ＡＤＨＤ等を含む障がいのある児童生徒を対象に、障がい上または生活上の困難を克服するための教育を行う場。

◆デイジー（DAISY）

Digital Accessible Information System の略で、視覚障がいなどで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格。

◆適応指導教室

不登校児童生徒に心の居場所を提供し、学校とは異なる雰囲気の中で学習や体験活動を計画的・組織的に行い、集団活動への適応と学校生活への復帰を支援する施設。猪名川町では、平成16 年度、社会福祉会館内に適応指導教室「ＳＴＥＰいながわ」を開室した。「ＳＴＥＰ」という名前には、Smile（笑顔）、Try（挑戦）、Empowerment（実力をつける）、Personality（個性）を大事にしながら、確実な STEP（足跡）を刻んでほしいという思いが込められている。

◆同室複数指導

１回の授業に同時に複数の教員（指導者）を配置して、学習の充実を図る取組。

◆特別支援教育

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な組織を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育が対象の障がいだけではなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育に止まらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在および将来の社会にとって重要な意味を持っている。

◆特別支援教育就学奨励事業

障がいのある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保

護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて援助する制度。

◆特別支援教育にかかる連携協約

平成 18 年に猪名川町教育委員会・川西養護学校・兵庫教育大学が締結した特別支援教育にかかる連携協約により、町内の幼稚園や小・中学校が兵庫教育大学大学院特別支援教育コーディネーターコース（現：発達障害支援実践コース）の院生の実習協力校となっている。平成 30 年度までに 35 名の院生がのべ 37 校園において実習を進めている。

な行

◆認定こども園

小学校就学前の子どもを対象に幼児教育と保育を一体的に提供するとともに、保護者に対して総合的な子育て支援を行う施設。認定は都道府県知事が行う。

は行

◆ＰＤＣＡ（ピーディーシーエー）サイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことにより、業務改善や品質管理を継続的に行う手法。

◆１１０番のおうち

地域ぐるみで子どもの安全を守るため、通学路や公園周辺などで子どもが被害に遭いそうになったときに、助けを求めてかけ込める場所。「110 番のおうち」に指定された民家やコンビニエンスストアなどに子どもが駆け込んで来た場合、その子どもを保護して 110 番通報を行う。

◆兵庫型教科担任制

学力向上や小学校から中学校への円滑な接続を図る観点から、小学校高学年において「教科担任制」と「少人数学習集団の編成」を組み合わせ、複数の教員が児童の指導に関わる兵庫県独自の取組。

◆ひょうごヘリテージマンス（文化財月間）

地域の文化財について、多くの人が知り、身近な存在として捉えてられるよう、毎年 10 月～11 月を「ひょうごヘリテージマンス」とし、県内各地で文化財の一斉公開や、文化財を活かしたイベント等を実施する取組。

◆フィルタリングソフト

特定のウェブサイトへのアクセスを禁止し、ウェブページを表示させないソフトウエア。未成年にふさわしくない内容のウェブサイトの閲覧を防止するために、学校や家庭などで利用される。

◆不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、年間 30 日以上欠席している状況のこと。病気や経済的な理由等は除く。

◆プログラミング教育

子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」やコンピュータ等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度などを育成するもの。プログラミング教育については、各教科等の学習を通じて、それぞれの教科等の学習をより深いものとすることが重要である。

「プログラミング的思考」とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組合せたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけばより意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力のこと。

◆放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、放課後や週末等における子どもの居場所づくりと、様々な体験活動や地域住民との交流活動を行う事業。

◆放課後留守家庭児童育成事業

保護者及び同居の親族等の就労、疫病その他の理由により、昼間家庭において適切な保育を受けることができない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を整え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、放課後児童の健全な育成を図る取組。

ら行

◆レファレンス（調査相談）

利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供の手助けなどを行うこと。

わ行

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和：work-life balance）

仕事（ワーク）と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動などの仕事以外の生活（ライフ）とのバランスを取ること。

猪名川町教育振興基本計画
平成 30 年 12 月

猪名川町教育委員会
〒666-0292
兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11－1
ＴＥＬ：（０７２）７６６－６０００
ＦＡＸ：（０７２）７６６－８９０４